

令和3年第2回（6月）三郷町議会  
定例会・会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 3 年 6 月 4 日																						
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場																						
開 会 (開 議)	令 和 3 年 6 月 4 日 午前 9 時 2 8 分 宣 告 (第 1 日 目)																						
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1番 神 崎 静 代</td> <td style="width: 50%;">2番 久 保 安 正</td> </tr> <tr> <td>3番 南 真 紀</td> <td>4番 黒 田 孝</td> </tr> <tr> <td>5番 先 山 哲 子</td> <td>6番 高 田 好 子</td> </tr> <tr> <td>7番 木 谷 慎 一 郎</td> <td>8番 澤 美 穂</td> </tr> <tr> <td>9番 木 口 屋 修 三</td> <td>10番 辰 己 圭 一</td> </tr> <tr> <td>11番 山 田 勝 男</td> <td>12番 伊 藤 勇 二</td> </tr> <tr> <td>13番 高 岡 進</td> <td></td> </tr> </table>	1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正	3番 南 真 紀	4番 黒 田 孝	5番 先 山 哲 子	6番 高 田 好 子	7番 木 谷 慎 一 郎	8番 澤 美 穂	9番 木 口 屋 修 三	10番 辰 己 圭 一	11番 山 田 勝 男	12番 伊 藤 勇 二	13番 高 岡 進									
1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正																						
3番 南 真 紀	4番 黒 田 孝																						
5番 先 山 哲 子	6番 高 田 好 子																						
7番 木 谷 慎 一 郎	8番 澤 美 穂																						
9番 木 口 屋 修 三	10番 辰 己 圭 一																						
11番 山 田 勝 男	12番 伊 藤 勇 二																						
13番 高 岡 進																							
欠 席 議 員	な し																						
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>辰 巳 政 行</td> </tr> <tr> <td>こ ども 未 来 創 造 部 長</td> <td>坂 田 達 也</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>水 口 洋 司</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>平 川 貴 治</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>安 井 規 雄</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>大 津 和 之</td> </tr> </table>	町 長	森 宏 範	副 町 長	池 田 朝 博	教 育 長	大 西 孝 浩	総 務 部 長	加 地 義 之	住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行	こ ども 未 来 創 造 部 長	坂 田 達 也	環 境 整 備 部 長	水 口 洋 司	教 育 部 長	渡 瀬 充 規	会 計 管 理 者	平 川 貴 治	総 務 課 長	安 井 規 雄	企 画 財 政 課 長	大 津 和 之
町 長	森 宏 範																						
副 町 長	池 田 朝 博																						
教 育 長	大 西 孝 浩																						
総 務 部 長	加 地 義 之																						
住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行																						
こ ども 未 来 創 造 部 長	坂 田 達 也																						
環 境 整 備 部 長	水 口 洋 司																						
教 育 部 長	渡 瀬 充 規																						
会 計 管 理 者	平 川 貴 治																						
総 務 課 長	安 井 規 雄																						
企 画 財 政 課 長	大 津 和 之																						

行政委員	<p>選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一</p> <p>代表監査委員 瓜 生 英 明</p> <p>農業委員会会長 下 村 修</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 瀧 川 忠 雄</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局 局長 大 内 美 香</p> <p>議会事務局 主任 小 村 雄 一</p>
町長提出議案の題目	<p>承認第 8 号 令和 3 年度三郷町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について</p> <p>承認第 9 号 令和 3 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について</p> <p>議案第 3 2 号 令和 3 年度三郷町一般会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 3 3 号 令和 3 年度三郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 3 4 号 三郷町手話言語条例の制定について</p> <p>議案第 3 5 号 令和 3 年度竜田運動公園法面工事請負契約の締結について</p> <p>議案第 3 6 号 財産の取得について</p> <p>報告第 4 号 令和 2 年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について</p> <p>報告第 5 号 令和 2 年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について</p> <p>報告第 6 号 令和 2 年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について</p> <p>報告第 7 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について</p> <p>報告第 8 号 寄附の受け入れについて</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第 3 号 選択的夫婦別姓の導入を求める意見書</p>
議 事 日 程	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
会議録署名議員の氏名	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。</p> <p>3 番 南 真 紀                      4 番 黒 田 孝</p>

令和 3 年 第 2 回 ( 6 月 )  
三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 ( 第 1 号 )

令和 3 年 6 月 4 日  
午 前 9 時 2 8 分 開 議

日 程

- |       |           |   |
|-------|-----------|---|
| 第 1   |           | 会議録署名議員の指名  |
| 第 2   |           | 会期の決定   |
| 第 3   | 承認第 8 号   | 令和 3 年度三郷町一般会計補正予算 ( 第 1 号 ) の専決処分について            |
| 第 4   | 承認第 9 号   | 令和 3 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) の専決処分について |
| 第 5   | 議案第 3 2 号 | 令和 3 年度三郷町一般会計補正予算 ( 第 2 号 )                      |
| 第 6   | 議案第 3 3 号 | 令和 3 年度三郷町下水道事業会計補正予算 ( 第 1 号 )                   |
| 第 7   | 議案第 3 4 号 | 三郷町手話言語条例の制定について                                  |
| 第 8   | 議案第 3 5 号 | 令和 3 年度竜田運動公園法面工事請負契約の締結について                      |
| 第 9   | 議案第 3 6 号 | 財産の取得について   |
| 第 1 0 | 報告第 4 号   | 令和 2 年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について                      |
| 第 1 1 | 報告第 5 号   | 令和 2 年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について                      |
| 第 1 2 | 報告第 6 号   | 令和 2 年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について                       |
| 第 1 3 | 報告第 7 号   | 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について                           |
| 第 1 4 | 報告第 8 号   | 寄附の受け入れについて                                       |
| 第 1 5 |           | 提案理由の説明   |
| 第 1 6 | 発議第 3 号   | 選択的夫婦別姓の導入を求める意見書                                 |
| 第 1 7 |           | 一般質問  |

開 会 午前 9時28分

〔開会宣告〕

議長（高岡 進） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第113条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第2回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（高岡 進） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆様、おはようございます。本日、三郷町告示第13号によりまして、令和3年第2回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、大阪府、京都府、兵庫県の関西3府県では、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が延長され、奈良県においてもまだまだ予断を許さない状況が続いております。

本町でも先月の15日からの毎週土曜、日曜に高齢者の集団ワクチン接種に当たり、全職員、全庁体制で行っているところであり、5月中に538名の方が接種を終えられました。

皆様の不安を解消するためには、まずは一日も早く高齢者の皆様のワクチン接種を完了することが最重要であります。このことから今月からは週末の集団接種人数をこれまでの2倍にふやすとともに、14日からは文化センターを会場に、平日にも集団ワクチン接種を実施するための予算も含め、本定例会に上程させていただきます。

おかげさまをもちまして7月末までに65歳以上の高齢者のワクチン接種が完了するめどが立ちました。これからも感染症対策はもちろんのこと、生活支援対策などについても町として迅速に決定し、実行してまいりますので、どうか議員各位のご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは改めまして、本定例会に提出いたします議案でございますが、承認案件2件、議決案件5件、報告案件5件の計12件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（高岡 進） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 127 条の規定により、3 番、南真紀議員、4 番、黒田孝議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（高岡 進） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 11 日までの 8 日間をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 11 日までの 8 日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） 次に、日程第 3、「承認第 8 号、三郷町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」から、日程第 14、「報告第 8 号、寄附の受け入れについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

日程第 3 承認第 8 号 令和 3 年度三郷町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について

日程第 4 承認第 9 号 令和 3 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について

日程第 5 議案第 32 号 令和 3 年度三郷町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議案第 33 号 令和 3 年度三郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 34 号 三郷町手話言語条例の制定について

日程第 8 議案第 35 号 令和 3 年度竜田運動公園法面工事請負契約の締結について

日程第 9 議案第 36 号 財産の取得について

日程第 10 報告第 4 号 令和 2 年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 11 報告第 5 号 令和 2 年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について

日程第 12 報告第 6 号 令和 2 年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書につ

いて

日程第 13 報告第 7 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

日程第 14 報告第 8 号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

**議長（高岡 進）** 日程第 15、ただいま朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

**町長（森 宏範）（登壇）** それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「承認第 8 号、令和 3 年度三郷町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」であります。

当初予算に 1,541 万 8,000 円を追加し、補正後の予算総額を 84 億 6,541 万 8,000 円としたものであります。本年 1 月から 3 月末まで生駒郡地域外来検査センターを開設しておりましたが、昨今の急激な感染者増加により PCR 検査会場がひっ迫していることから、再度生駒郡 4 町で検査センターを開設するため、その体制整備経費に係る負担金として、衛生費で 291 万 8,000 円を計上したものであります。

また、冒頭の挨拶でも申し述べましたが、一日も早く高齢者のワクチン接種を完了するため、県の支援を得ながら平日にも文化センターで集団接種を行うこととしました。そこで多数の接種者ができるだけ密にならないよう、南都銀行三郷支店の跡地を受付及び接種者の待機場所として改修する費用として、教育費で 1,250 万円を計上したものであります。

なお、これらの財源は国の地方創生臨時交付金の充当を想定しているところではありますが、臨時交付金事業につきましては、他の交付金事業も含め今議会以降の議会で改めて提案させていただきたく予定をしておりますことから、今回の補正では財政調整基金繰入金を財源としたもので、早急な対応が必要であったことから、生駒郡地域外来検査センターの再開日となる 5 月 24 日付で専決処分を行ったものであります。

続きまして、「承認第 9 号、令和 3 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」であります。

本会計におきまして令和 2 年度の収支に赤字が生じたことから、令和 3 年度において繰り上げ充用を行うため、本年 5 月 31 日付をもって専決処分を行ったも

のであります。

内容といたしましては、当初予算に2億795万6,000円を追加し、補正後の予算総額を2億1,660万円としたものであります。

次に、「議案第32号、令和3年度三郷町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

既決予算に1億1,776万1,000円を追加し、補正後の予算総額を85億8,317万9,000円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げます。

総務費では新型コロナウイルスや災害情報など、住民の方への重要な情報発信ツールであります町のホームページが導入から10年が経過しております。そこで今回、よりわかりやすく利便性の向上を図るため、感染症対策の1つとして全面リニューアルを行うこととし、広報費で1,039万5,000円を計上するものであります。

また、国から市町村への情報伝達を迅速に行うために設置された共同ポータルサイトへ担当者の個人PCから直接アクセスできるよう、町のシステムの設定変更を行う経費として、情報管理費で13万4,000円を、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業のうち、自治会活動に対する助成で2団体が採択されたことから、自治振興費で320万円を計上するものであります。

次に、民生費では、本年4月の組織改編に伴い、事務室の移動で電話設備の増設が必要となったことから、ふれあい交流センター運営費で17万円を追加するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、低所得の子育て世帯に対し生活支援特別給付金として児童1人当たり5万円を給付することとなりました。このことから給付金を初め、案内通知の郵送料やシステム改修経費などの事務費を合わせ、低所得子育て世帯臨時特別給付金で2,800万円を計上するものであります。

次に、衛生費では、先ほどもご説明申し上げましたが、新型コロナウイルスの集団ワクチン接種を速やかに実施するとともに、週末だけでなく平日も実施するため、これらに係る経費としまして新型コロナウイルス感染症対策事業費で7,272万1,000円を追加するものであります。

次に、土木費では、激甚災害からの早期復旧を支援する近畿市町村災害復旧相

互支援機構が本年7月に設立されることから、同機構への加盟・出資金として土木総務費で50万円を計上するものであります。

次に、防災費では、防災情報システムで災害情報の精度向上を図るため、気象業務支援センターや河川情報センターなどのメッシュ情報、水位情報のデータを活用する費用に加え、地域BWAとの連携費用や保守費用など264万1,000円を追加するものであります。

一方、歳入では新型コロナウイルス感染症対策事業に対する国庫補助金で3,923万2,000円を、子育て世帯への特別給付金支給事業に対する国庫補助金で2,800万円を追加するものであります。

また、当初予算で計上しておりました不登校対策や外国語指導助手に係る経費に対する補助金が確定したことから、県補助金で183万2,000円を計上するものであります。

最後に、自治総合センターからのコミュニティ助成事業として、雑入で320万円を計上するとともに、財政調整基金繰入金で4,549万7,000円を増額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第33号、令和3年度三郷町下水道事業会計補正予算(第1号)」についてであります。

老朽化対策であるストックマネジメント事業の経費に対し、県補助金の交付が決定したことから、資本的収入におきまして既決予定額に2,250万2,000円を追加し、補正後の予算総額を2億1,851万5,000円とするものであります。

続きまして、「議案第34号、三郷町手話言語条例の制定について」であります。

手話は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、音声言語と同様に言語であると明記されています。

しかしながら、手話や手話を必要とされる方々への理解や円滑に意思疎通を図るための環境整備はまだまだ十分とは言えない状況であります。

そこで、手話が言語であるという認識に基づき、町が必要な施策を推進し、手話を必要とされる方々の社会参加の促進と、安心して暮らせる地域社会を実現するため本条例を制定するもので、本年7月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第35号、令和3年度竜田運動公園法面工事請負契約の締結について」であります。

昨年10月に崩落いたしました竜田運動公園の法面復旧工事を実施するもので、



総合評価方式による一般競争入札の結果、株式会社山岡組代表取締役、山岡告章を契約の相手方とし、6,913万600円で請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第36号、財産の取得について」であります。

現在、新園舎の建築に着手しております西部保育園での設備備品を購入するもので、指名競争入札の結果、株式会社シミズ代表取締役、清水勇を契約の相手方とし、924万円で財産購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、「報告第4号、令和2年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。

令和2年度における同会計の繰越明許費として、総務費で電子入札システム等導入業務及び奈良学園大学跡地有効活用検討業務、民生費で西部保育園建替事業、衛生費で収集車購入及び木質ペレット製造機購入、農林業費でため池耐震性調査業務、商工費で地域の魅力発信と地域活性化事業、土木費で雨水溢水地区調査業務、消防費で中央防災倉庫整備事業、防災情報システム構築業務、防災情報システム関連備品購入及び避難行動要支援者システム構築業務、教育費で三郷小学校擁壁改修事業、三郷北小学校大規模改造事業及び町立小学校自動水栓化備品購入、町立中学校自動水栓化備品購入、町立幼稚園自動水栓化備品購入の以上17事業で総額11億9,060万4,000円を翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第5号、令和2年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について」であります。

同会計におきまして、公共下水道事業で5,607万円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第6号、令和2年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について」であります。

同会計におきましても、東信貴ヶ丘地区の管網整備事業で1,647万円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第7号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」であります。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した損害賠償の額の決定について報告するものであります。

内容といたしましては、本年1月9日に町道に設置したカーブミラーが強風と支柱下部の腐食により倒壊し、隣接家屋の格子フェンスを損傷する物損事故が発生したもので、フェンス改修費6万6,000円を支払うことで相手方との示談が成立したものであります。

最後に、「報告第8号、寄附の受け入れについて」であります。

本年5月13日に大阪ガス株式会社奈良地区支配人、福井克久様から福祉保健センター内ひまわり教室の運動用備品として、マットレス2個をご寄附いただきました。心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。

慎重審議いただき、承認、可決賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**議長（高岡 進）** 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

**議長（高岡 進）** 日程第16、「発議第3号、選択的夫婦別姓の導入を求める意見書」を議題とします。事務局に朗読させます。

**議会事務局主任（小村雄一）** 朗読します。

発議第3号、令和3年6月4日、三郷町議会議長、高岡進様。選択的夫婦別姓の導入を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者、久保安正。賛成者、神崎静代、南真紀。

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合が強いられています。夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。

国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。法制審議会は1996年に選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申していますが、25年間たなざらしのままです。

2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という判断を示し

ましたが、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。すでに5年以上が経過しており、一日も早い対応が求められます。

選択的夫婦別姓の導入の民法改正をただちに行うことを国に強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2021年6月、奈良県三郷町議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） 提案理由の説明を求めます。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 「選択的夫婦別姓の導入を求める意見書」の提案理由について述べます。

選択的夫婦別姓を求める声は、基本的人権の問題であり、個人の尊厳にかかわる問題です。世論が大きく盛り上がる中、与野党を問わず別姓に賛成する国会議員がこの問題を取り上げ、選択的夫婦別姓は政治の主要なテーマの1つになっています。

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、どちらも改姓したくないので事実婚にする、改姓はしたけれども、通称を使うなどしています。しかし、これにより不利益や不都合が強いられています。例えば通称は運転免許証、パスポート、銀行口座での使用はできません。事実婚の場合は、医療費控除、税金の配偶者控除など、経済的なデメリットや、相手が入院したとき、病状の説明や手術の同意者になれないなどの不都合が生じています。

選択的夫婦別姓に消極的な姿勢をとる論拠の1つとして、「家族の一体感を損なう」がありますが、2018年2月の内閣府世論調査で、姓が違って家族の一体感に影響がないという回答が64.3%と過去最高となっているなど、国民の間では否定されています。家族の一体感、姓のみによって決まるものではありません。

2009年、国連女性差別撤廃委員会は、民法及び戸籍法における夫婦の姓の選択に関する差別的な法規定の廃止を日本政府に勧告。その後もこの勧告を遅滞なく実施するよう繰り返し強く求めています。国際自由権規約委員会、国連子ども権利委員会、国連人権理事会も同様の勧告を繰り返しています。

1996年に法制審議会から選択的夫婦別姓制度などを盛り込んだ民法改正要綱案が答申されました。当時、民法改正が求められた点は、婚外子の相続差別を

なくす、女性のみでの再婚禁止期間を離婚後6カ月から100日に短縮する、婚姻最低年齢を男女とも18歳に統一するなどがありました。今では婚姻に関して改正されていないのは選択的夫婦別姓だけとなりました。答申は政府からの求めに応じて出されたものであり、本来であれば答申を踏まえて法改正の検討を行うべきものです。25年たった今も国会に上程されていないのは、政府の不作為にほかなりません。

2015年12月、最高裁判所は夫婦同姓の強制は合憲という判決を出しました。15人の裁判官のうち5人は個人の尊厳と両性の平等に基づく婚姻を定めた憲法24条に違反するとしましたが、10人の多数意見による判決です。ただ、制度のあり方については国民の審判、国会に委ねるべきだと強調しました。

最近の4月21日、東京地方裁判所で行われた夫婦別姓訴訟の判決では、外国で結婚した日本人夫婦の別姓婚が日本でも有効とされたにもかかわらず、それを戸籍に記載することについては判断を示さず、家庭裁判所への申し立てが適切としました。外国で有効に成立した婚姻を日本で認めるというのは当然のことです。ところが、外国で有効に婚姻が成立したことを証明する手段として戸籍に届けようとしたら、別姓だから認められない。日本では夫婦同姓でなければ婚姻届が受理されないのがあります。

2020年1月の朝日新聞の世論調査でも、7割が選択的夫婦別姓制度に賛成でした。選択的夫婦別姓を求める意見書は、2015年以降150以上の自治体が採択。先般の3月議会だけでも30市区町村が採択しています。三郷町議会も選択的夫婦別姓の導入を国に求めようではありませんか。

以上、提案理由です。

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（高岡 進） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。（別紙2頁～4頁）

以上でございます。

議長（高岡 進） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それ

ぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

暫時休憩します。再開、10時30分。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時30分

議長（高岡 進） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（高岡 進） 日程第17、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしく申し上げます。

通告順1番、高田好子議員の質問であります。先般の議会運営委員会において、高田議員の1問目「ヤングケアラー支援について」と辰己議員の1問目「ヤングケアラーについて」は関連質問とすることに決定しています。

よって、議会運営の申し合わせのとおり、高田議員の質問は、2問目を先に質問します。次に1問目を行い、高田議員の質問終了後に、関連する辰己議員の1問目の質問を行います。辰己議員の質問は2回までとし、質問時間については、高田議員の質問と合わせて原則1時間以内とします。

それでは、6番、高田好子議員、一問一答方式で行います。

**6番（高田好子）（登壇）** 皆様、おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般通告させていただきました項目「3歳児健康診査における視力検査について」、質問させていただきます。

日本眼科学会によると、もともと人間は生まれたときからはっきり物が見えるのではなく、生まれた後に外界からの刺激によって脳の神経回路が集中的につくられる時期のことを感受性期といいます。人間の視覚の感受性は、生後1カ月ごろから上昇し始め、1歳半ごろにピークに足し、その後徐々に減退して、大体8歳ごろに消失すると考えられています。

視覚の感受性期がピークを過ぎると、治療に反応しにくくなるため、弱視の治療効果にも影響しやすい時期と言えます。弱視は、通常の教育を受けるのが困難

なほどの低視力という意味で一般的には使われておりますが、医学的には視力の発達が障害されて起きた低視力を指し、眼鏡をかけてもよく見えない状態を弱視と呼びます。

厚生労働省が平成29年4月7日付で全国の都道府県等に出された通知、3歳児健康診査における視力検査の実施については次のようにあります。子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成しますが、3歳児健康診査における強い屈折異常、遠視、近視、乱視や斜視が見逃された場合に、治療がおくれ、十分な視力が得られないとの指摘がなされています。また、そのことを周知することとの掲載もあり、早期発見、早期治療が重要となると思います。

視力は成長に伴って発達し、6歳で大部分の子どもが大人と同じ視力を持つとされていますが、正常な発達が妨げられると弱視になります。現在、本町では各家庭でランドルト環を用いて保護者自身が視力検査を実施し、結果を持参すると伺っております。ランドルト環とは、アルファベットのCのようなマークで、皆様も片目を隠しながらCのような形の輪の切れ目の向きを左右や上下などでお答えになった経験がとおりかと思えます。検査の際、保護者が異常を察知できた場合や、何らかの不安や相談で来た場合は、個別に対応していただき、さらなる精密検査をするため、眼科医への受診を勧奨していただいていると思えます。しかし、日本眼科学会によると、子どもの弱視は、もともと見えにくい状況が当たり前として育っているため、見えないとか見えにくいというように訴えることがほとんどないそうです。

また、片目だけで弱視の場合、片方の目が見えていても、もう一方の異常に子ども自身も保護者も気づくことがありません。

視力検査がうまくできなかつた場合や異常を見過ごす可能性、子どもがうまく答えられなかつたり、検査をすり抜けてしまうこともあります。だからこそ3歳児健康診査における視力検査の位置づけは、見る力が発達するこの時期に、将来を見据えた上で治療を開始できるか否か重要な節目になります。

視力検査のみではなく、近視、遠視、乱視、不同視、斜視、瞳孔不同などを見つける機会となり得るため、屈折異常検査が重要となります。視覚異常の早期発見が視力向上につながる大切な機会であること、またこの機会を逃すことによって治療がおくれ、十分な視力が得られないということをどれだけの保護者の方が認識されているでしょうか。

そこでお尋ねいたします。3歳児健康診査における視力検査の現状と弱視の早

期発見をどのようにされていますか。また、保護者の方への屈折異常を異常検査の重要性の周知、啓発についてはどのように考えておられますか。あわせて過去3年間の3歳児健康診査の受診数と未受診数、未受診の方への対応、視力検査受診者のうち、眼科医療機関での精密検査の受診を促した受診者数もあわせてお伺いいたします。よろしくお願いたします。

**議長（高岡 進）** 坂田こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（坂田達也）（登壇）** おはようございます。よろしくお願いたします。それでは、高田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳にはほぼ完成すると言われていています。

また、視覚の感受性につきましては、生後1カ月ごろから上昇し始め、1歳半ごろにピークに達し、おおむね8歳までには完成すると考えられています。

議員ご質問の3歳児健康診査の視力検査の現状につきましては、まず一次健診として家庭において視力検査及びアンケートによるスクリーニングを行っています。

その結果、自宅での検査ができなかったり、0.5の視標が見えなかったお子さんについては、二次健診を福祉保健センター内で実施しています。さらに、二次健診においても0.5の視標が見えないお子さんについては、小児科医の先生が紹介状をその場で発行し、保護者に対し眼科医療機関への受診を勧めていただいております。

次に、弱視の早期発見方法につきましては、本町の健診ではランドルト環といまして黒い輪の一部が切れている視標、こちらでございます。こういった視標がランドルト環でございます。こちらの視標を用いる方法で視力検査を行っており、高性能な専門機器による検査は行っておりません。

また、保護者への屈折異常検査、いわゆる視力検査の重要性の周知及び啓発につきましては、広報及び健診の個別通知に掲載し、周知等を行っていますが、今後さらに視力検査の重要性についてご理解いただけるよう創意工夫をまいります。

最後に、過去3年間の3歳児健康診査の受診者数及び未受診数、また眼科医療機関での精密検査の受診を促した人数についてであります。平成30年度の受診者数は174人、未受診数は10人であり、受診者のうち15人に対し精密検査を促しました。令和元年度では、受診者数172人、未受診数は8人であり、

12人に対し精密検査を促しました。令和2年度では、受診者数186人、未受診数は5人であり、10人に対し精密検査を促し、過去3年間の平均受診率は約96%であり、引き続き受診率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 3歳児健康診査の受診率がすごく96%と高く、またこれを維持していただきたいと思います。また、視力検査の現状等もいろいろお聞かせいただきました。本町でもいろいろと周知啓発等も行っていただいていますけれども、検査の前に視力に異常がある場合には、治療効果が高い3歳から4歳ごろに治療ができるかどうかことが重要であることをしっかりとお知らせしていただいて、視力検査で目の異常を早期に発見し、治療を早く行うために大事な検査であることを保護者にもより一層周知、啓発をお願いしたいと思います。

また、日本小児眼科学会の提言では、視覚異常の検出精度を向上させるために、現行行っている視力検査、問診に加えて、スポットビジョンスクリーナー（フォトスクリーナーとも呼ばれる）等を用いた屈折検査の実施を推奨しております。

このスポットビジョンスクリーナーというのは、一眼レフカメラのような大きさで、カメラで撮影するように子どもの目元を映し出し、屈折異常や斜視などの両目の状態を自動で測定でき、目の異常を発見するスクリーニング効果も高く、保護者の膝に乗ったままでも検査が可能で、受診者の負担が少ないことが特徴になっています。月齢6カ月以降の乳幼児から大人まで、近視、遠視、乱視、不同視、斜視、瞳孔不同などの検査を数秒で負担なく検査が可能で、眼科医や視能訓練士などの専門職でなくても検査を実施することができます。

子ども達には数秒間、小鳥のさえずりのような音がするカメラに似た機器を見詰めてもらい、写真撮影をするような感覚だけで、負担もなく検査を受けることができ、結果は自動的に数字で示され、スクリーニング効果は97%とされています。既に、高知市や船橋市などでも活用が始まっており、これまでのスクリーニング検査で拾うことができなかった屈折異常等もこの機器を使うことで発見されたというケースもあったそうです。効果があり、導入してよかったというふうにもお聞かせいただきました。スポットビジョンスクリーナーは、従来の視力検査をやめるのではなく、併用して検査の精度を高めていくというものですので、そのあたりを踏まえて検討していただきたいと思います。本町においても、スポットビジョンスクリーナーを導入するお考えはありますか。お尋ねいた



します。

3歳児健康診査で弱視等を見逃すと、入学前の就学時健康診査まで見つからない可能性があります。発見がおくれるとその後の治療による視力向上が見込めないおそれもあるということです。従来は検査とスポットビジョンスクリーナーなどの屈折検査機器を併用して、視力検査の有効性を高めていただきたいことを強く要望させていただき、ご答弁をお聞きして、私の1問目の質問を終了させていただきます。

**議長（高岡 進）** 坂田こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（坂田達也）（登壇）** 失礼します。それでは、高田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

スポットビジョンスクリーナーは、生後6カ月以降成人まで使用できる屈折検査機器であります。特徴としましては、数秒で両眼のスクリーニングができ、近視、遠視のみならず、乱視や斜視などの視覚異常のスクリーニングも可能であり、コンパクトで運びやすいといったことが特徴であります。

しかしながら、1台当たり約120～130万円と非常に高価な機器であり、町単位では使用頻度もまだまだ低く、全国で導入している自治体も限られており、まだまだ少数であります。本町といたしましては、まず3歳児健診における視力検査の周知や啓発など、ご家庭での視力検査の重要性について引き続き啓発してまいりたいと考えております。

また、本町でのスクリーナー機器の導入につきましては、既に導入している自治体の状況や医師の意見も交えながら、総合的かつ慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。6番、高田好子議員。

**6番（高田好子）（登壇）** それでは、2問目の質問に移らせていただきます。ヤングケアラー支援についてでございます。

勉強やクラブ活動に励み、友達との楽しい時間を過ごす、そんな当たり前の生活の時間を家事や介護のために失われている子ども達が少なからずいます。病気の家族の介護や食事、家族にかわって幼いきょうだいのお世話など、本来大人が担うと想定されるような負担を日常的に行う18歳未満の子ども達のことをヤングケアラーといいます。

昔なら子どもが家の手伝いをするのは当然だったという声もあるでしょう。しかし、現在は少子高齢化や核家族化、共働き、ひとり親家庭の増加など、家族構成の変化、家族形態の多様化により、家族内でケアを担う大人が減少し、支え手が十分でない場合、子どもにその負担が行きやすく、引き受けざるを得ない状況が背景にあります。例えば精神疾患を患ったお母さんのケアをする子どもは、毎日死にたいという母親をひたすらなだめたり、理不尽な怒りやいらいらをぶつけられ、感情の受け皿になる。あわせて買い物、料理、掃除、洗濯などの家事全般を担うことになります。ほかにも皆さんも見たことがあるかもしれませんが、アニメ映画の『となりのトトロ』の主人公のサツキちゃん、彼女はヤングケアラーです。入院している母親にかわって幼い妹を世話している小学生、直接家族の介護や看護をしていなくても、障がいや病気の家族にかわって家事をしたり、幼いきょうだいの世話をしている子ども達もヤングケアラーに当たります。

ヤングケアラーの問題に長年取り組まれている大阪歯科大学、濱島教授は、2016年、大阪府内の公立高校5,000人を対象とした調査を行われました。その中でケアをしていると答えた生徒が20人に1人、かなりの負担を負うケアを担っている生徒は100人に1人とのこと。ケアの頻度は33%、3分の1が毎日、週4日から5日しているが11%、学校が休みの日、1日のケア時間が8時間が11%、学校が休みでない日でも8時間以上が5%の結果で、小学校のころからケアをしている生徒は約4%で、長期化する問題ということも読み取れます。

家族以外の周囲の大人に相談したことがある生徒は半数にも上らず、調査結果を見ると進学や就職をせず、長期間の介護などを担うことで、孤独や孤立が強まり、社会とのかかわりが薄くなり、社会復帰が難しくなるケースも少なくないとの指摘もされております。こうしたケアを担うことを通じて、子ども達は多くのことを学んで、自分が家族の役に立っているや、家族とのきずなが強まった、障がいや病気に対する理解、心配りができるようになると思いますが、ケアやサポートを担うことはもちろん決して悪いことではありません。ただ、家族のケアのために毎日を過ごすことに必死で、学校生活を普通に送っておらず、友達を失い、将来のことも考えられなくなるような過重なケアは、家族思いという言葉だけでは済まされないと思います。

厚生労働省と文部科学省は、昨年12月から今年の1月にかけて調査を行い、ヤングケアラーの割合が中学生のおよそ17人に1人、高校生のおよそ24人に

1人に上ることが国の初めての実態調査でわかりました。

全国の公立中学校1,000校の中学2年生約10万人と、全日制高校350校の高校2年生約6.8万人をウェブ上で回答を求め、中学2年生で5,558人、高校2年生で7,407人から回答を得ています。中学生が5.7%、17人に1人、全日制高校生が4.1%、24人に1人、合わせて定時制、通信制の高校生についても調査が行われ、定時制高校生は8.5%、約12人に1人、通信制高校生は11%、約9人に1人と、いずれも全日制の4.1%を上回っており、より深刻な結果が出ております。

世話をしている内容は、食事の準備や洗濯などの家事が多く、ほかにもきょうだいの保育園の送迎だったり、祖父母の介護や見守りといったように多岐にわたっています。世話に係る頻度はほぼ毎日だと答えた生徒は、中学生の45.1%、全日制高校生は47.6%に上り、時間は平日1日の平均で中学生が4時間、高校生は3.8時間で、1日7時間以上の世話に費やしている生徒がそれぞれ1割を超えるという結果も出ています。通信制の高校の生徒では、1日7時間以上世話に費やしているとの回答が24.5%を占めるという結果にもなりました。

やりたくてもできないことを尋ねたところ、中学生では自分の時間がとれないが20.1%、宿題や勉強の時間がとれないが16%になり、通信制の高校生にやりたくてもできないことを尋ねたところ、自分の時間がとれないが40.8%に上ったほか、友人と遊ぶことができないが30.6%と、いずれも全日制の高校を大幅に上回りました。また、当初通っていた高校をやめたや、アルバイトや仕事ができないとの回答もあり、生活や学業にも深刻な影響が出ています。

一方で、相談した経験がないという生徒が中学生で67.7%、高校生で64.2%といずれも6割を超え、誰かに相談するほどの悩みでないからという理由が最も多く、相談して状況が変わるとは思わないとの回答が続いています。

ヤングケアラー当人には、家族の世話は当然と考え、負担の重さを自覚や意識していない子どもが多く、約4割にも上ります。不安や不満を抱えていても、言葉に出せないことが多くあると考えられ、また家庭内のことで外からは見えにくいことや、ひとり親など子どものときからの生活環境なので、本人が過度な責任だと気づいていないことや、親も過度な負担を強いていることに気づいていなかったり、親に関する福祉関係者がいたとしても、むしろしっかりしている子どもがいる、この子にどれだけやってもらえるだろうかと考えられてしまうなど、ヤングケアラーの実態把握の難しさ、表面化しなかったのも1つにこうした背景が

あると考えられます。

今回の実態調査について衝撃を受けました。子どもらしい生活を送れず、誰にも相談できずに一人で耐えていることを想像すると、胸が締めつけられる思いになりました。本当に社会全体でこのヤングケアラーの概念自体の認知度を上げ、正しく理解を広める必要があると思います。

国だけではなく、全国の自治体も動き出しています。埼玉県では、ヤングケアラーを含めたケアラーを支援する全国初の条例が昨年制定され、同様に三重県名張市などでも条例の制定を目指されているほか、神戸市ではヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチームを発足し、専門相談窓口を6月から設置され、孤独や孤立という切り口からも検証し、必要な支援を検討できる仕組みづくりを進められています。

また、民間レベルでも子ども同士が介護体験を語り合う集いを開催するなど、具体的な取り組みも始まっています。国のプロジェクトチームも調査結果を踏まえ、自治体による独自の実態調査の推進やSNSなどを活用した相談体制の整備、幼いきょうだいのケアを担う子ども達がいる家族への家事支援サービスなど、支援策をまとめる方針です。

そこでお尋ねいたします。本町におけるヤングケアラーの現状の認識についてお聞かせください。また、本町では制度を分野ごとの縦割りをなくし、重層的支援体制整備事業の構築に向けて取り組みを推進、目指していただいていることは高く評価しているところです。ヤングケアラーの問題についての事象は、高齢者、子ども、障がい者、教育など、複数の担当課が制度を超えて必要な支援につながるよう、住民の方が悩まず相談しやすいよう、重層的支援体制整備事業として相談窓口の設置はできないでしょうか。見解をお伺いいたします。

ヤングケアラーに手を差し伸べる施策を進めることは、家庭全体への支援につながるため非常に重要だと考えます。支援を通して誰一人取り残さない社会を目指して、本町独自でできる支援及びケアラー条例制定等よろしく願いいたします。

**議長（高岡 進）** 坂田こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（坂田達也）（登壇）** 失礼します。それでは、高田議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、家庭の事情により家族の介護や世話をする子どものことをヤングケアラーといいます。

ヤングケアラー問題では、家族の人が病気だから家事をしなければならない、おじいちゃんの介護があるから学校に行けないといった過度な負担を抱えている子ども達が全国的に増加傾向にあると言われております。

このヤングケアラーをめぐっては、現在厚生労働省と文部科学省の共同プロジェクトチームが報告書を取りまとめ、政府がその報告書をもとに有識者会議を設置し、マニュアルの策定に着手すると聞いております。

一方、本町では令和2年度に小学5年生から中学2年生までの子どもと、中学2年生以下の子どもがいる保護者を対象に、子どもの実態調査を実施いたしました。その結果、「今、いやなことや悩んでいること」についての問いに対し、5.4%の子どもが「おうちのこと」と回答しています。また、本町における現状の認識につきましては、毎日のように子どもに関する相談を受けておりますが、ヤングケアラーに関する状況につきましては、町として全体を把握し切れていないのが現状であります。

このヤングケアラーの背景には、介護や看病、生活困窮などさまざまな家庭環境が関係しており、ケアラー自身が孤立することのないよう、行政だけではなく、学校を初め不登校対策連絡会及び要保護児童対策地域協議会、また民生委員など各関係機関からの情報提供が必要不可欠であると考えております。

議員ご指摘のとおり、三郷町では今年度の主要指針の1つに「脱縦割り」を掲げ、重層的支援体制の構築に向け推進しているところであります。

本町といたしましては、ヤングケアラーに関するご相談がありましたら、まず重層的支援体制整備事業の総合相談窓口であります社会福祉協議会にご連絡をお願いするとともに、SDGsの理念であります誰一人取り残さない社会を目指し、今後ヤングケアラーの問題についてしっかりと対処してまいります。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**6番（高田好子）（登壇）** ただいまヤングケアラーの現状や認識等をお伺いさせていただきました。国の調査結果によると、ヤングケアラーに該当する子どもの人数、存在率、さまざまなデータ等をそのまま本町に当てはめ、同じ比率で存在するというわけではないと思いますが、ヤングケアラーの概念に基づく視点に立ってみるならば、中学や高校の1クラスに1人ないし数人程度のヤングケアラーに該当する生徒が存在しても全くおかしくない、不思議でないと思います。ヤングケアラーが担う介護等による影響は、成人してもなお継続し続ける問題であり、

年長のケアラーに比べて課題も多く、さまざまな児童福祉の問題の陰に隠れてしまい、見過ごされてきた存在と言っても過言ではなく、現在のケアを受ける人のための制度だけではなく、これからはケアをする側への支援も充実させる必要があると考えます。

先ほども述べましたが、ヤングケアラーの半数以上が周囲の大人に相談したことがなく、過度なケアが不登校や虐待、いじめにもつながっている実例もあります。また、学校の教師や介護、福祉の専門家、医療関係者など身近にいる大人も深刻なヤングケアラーの状態に気づいていないケースもあり、社会や地域でまだまだ認識がされていません。

教育や医療、介護現場、地域の大人たちがヤングケアラーに気づく目を持つことが重要で、家族ケアのとうとさとしんどさの両面を踏まえた理解の周知、関係機関が連携したヤングケアラー支援の構築、相談支援体制の充実などの対策を進めていただき、どうか子ども達の声なき声をキャッチし、手を差し伸べ、子どもの健康を守る権利、教育を受ける権利、子どもらしく過ごせる権利を守るために、本町におけるヤングケアラーへの取り組みを進めていただくことを強くお願い申し上げます。

そこでお尋ねいたします。ヤングケアラーに該当する子どもに対して、どのような支援の手を差し伸べられますか。また、条例の制定等今後の支援についてお聞かせください。ご答弁をお聞きいたしまして、私の2問目の質問を終了させていただきます。

**議長（高岡 進）** 坂田こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（坂田達也）（登壇）** 失礼します。それでは、高田議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、個々の対応方法につきましては、現在国のマニュアルが作成されていると聞いております。そのマニュアルが示されるまでの間、介護、保健、福祉、子ども、教育等の各分野の専門職など、複数の部署が関係することから、縦割り行政にならないよう、連携を密にしながらヤングケアラー問題に対しスピーディーに対処してまいりたいと考えております。

また、条例の制定につきましては、議員ご指摘のとおり、私自身も今後必要ではないかというふうに考えております。しかしながら、現状として、ヤングケアラーとは何か、まだまだ聞きなれない言葉でございます。まずは住民さんを初め職員、学校の先生方にご理解をいただくための周知及び啓発が必要であると考え

ております。

その後、ヤングケアラーにつきまして、ある一定の周知、啓発等が終わりましたら、国、県の動向に注視しつつ、国の見解に即した内容の条例を適切な時期に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**議長（高岡 進）** 2問目の質問は終了しました。

次に、関連質問として、10番、辰己圭一議員。

**10番（辰己圭一）（登壇）** それでは、議長のお許しをいただきましたので、関連質問ということで私からもヤングケアラーについて質問させていただきます。事前に言っておきますけれども、極力重複のないように発言はさせていただきますけれども、前もって打ち合わせをしていたわけでもないので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

実は、昨年からヤングケアラーについて質問させていただこうかなと思っておりましたが、国の初の実態調査が行われるとわかりまして、今回質問するに至りました。先ほども高田議員から話がありましたように、この実態調査は厚生労働省と文部科学省が連携し、昨年12月から今年1月にかけて公立の中学校1,000校と全日制高校の350校を抽出して、インターネットでアンケートを行い、合わせておよそ1万3,000人から回答を得ました。

その結果、世話している家族という生徒の割合が、先ほどもありましたけれども、中学生で5.7%で、17人に1人ということは、つまり1クラスに1人か2人いるということになります。また、全日制高校の生徒が4.1%で、およそ24人に1人という結果が出ております。そして定時制や通信制の高校の生徒は約10人から11人に1人という、これもまた高い割合となっております。

また、世話をしている内容としては、食事の準備や洗濯などの家事が多く、ほかにもきょうだいを保育園に送迎したり、祖父母の介護や見回りをしたりと多岐にわたっていて、世話をしている時間は平日1日平均で4時間を費やしているとのことですが、これでは勉強や部活、遊び、十分な睡眠、そういった時間がとれるはずがありません。ですので、今回の実態調査結果については、一定の割合でケアをしている子どもが全国にいるとわかったことの意義は非常に大きいと思います。

国では、ヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームを立ち上げ、今後の支援策などを取りまとめたようです。こういっ

たことを踏まえて、三郷町でもそのような子どもがいるのか、またヤングケアラーについてどのように認識をしているのかということをお尋ねしようと思っておりましたが、先ほど高田議員からヤングケアラーについて主に本町の現状認識と相談窓口の一本化、つまり重層的支援体制ということで質問され、それに対し答弁を聞いておりましたので、大体のことはわかりました。

しかしながら、まだまだヤングケアラーという言葉自体は浸透していないのが現状で、まずは広く周知を図り、社会全体がこの問題を認識し、そして理解し、ヤングケアラーの存在が見逃されることのないよう見守ることが大切であると考えます。また、自分が該当すると理解していない子どもも多く、本当はもっといるのではないかと考える必要があると思います。

そこでお伺いいたします。ヤングケアラーに対してさまざまな分野の関係機関が連携して支援することももちろん大事ですけれども、まずは存在を把握することが最重要だと考えます。その方法として、例えばですけれども、三郷町独自の実態調査など、何か具体的なことは考えておられるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

**議長（高岡 進）** 坂田こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（坂田達也）（登壇）** 失礼します。それでは、辰己議員のご質問にお答えさせていただきます。

具体的な方法ということでございますが、国が実施いたしました実態調査の内容を参考に、学校や教育委員会と連携いたしまして現在考えておりますのは、アンケート方式による実態調査が有効であると考えております。

詳細につきましては、今後三郷町重層的支援会議を早急に開きまして、複数の部署から情報等を収集し、各学校の協力もいただきながら、教育委員会と連携し、まずは現状の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**10番（辰己圭一）（登壇）** それでは、再質問させていただきます。

まず、今答弁にもありましたけれども、ヤングケアラーの実態調査を行う方向で僕は理解しているんですけども、今後いろいろ検討してやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

子ども達が置かれている生活実態を把握することが何よりも優先されるべきことであり、実態を把握することこそが支援の始まりであると考えます。今後、そ



ういう実態調査をやられて調査結果が出ましたら、また報告をしてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、啓発活動についてお聞きしたいと思いますが、これは必要な支援につながり体制づくりを行う上で本当に重要なものだと考えます。ヤングケアラーを早期に発見して、適切な支援につなげるためには、まず子ども自身や周りの大人の人にも知ってもらうことが大事だと思います。

また、福祉、介護などの関係機関、そして学校を初め教育関係機関、ボランティアなどに啓発活動を行い、まずはヤングケアラーというものを幅広く知ってもらいまして、理解する必要があると思います。

そこで提案ですが、それぞれの立場でセミナーや研修によって学ぶ機会を設けることによってヤングケアラーを知り、そして困っている子ども達を早期に発見することが大事だと思います。特に学校の教職員は子どもと接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあると思います。また、学習支援の活動の場や、今後行われる子ども食堂においても、スタッフとして参加していただけるボランティアの方々にもチラシやパンフレットの配布などをして、知ってもらう必要があると考えます。

何が言いたいかと申しますと、まずは社会全体でヤングケアラーを知って理解し、その上で今後適切な支援もできるのかなと思います。こういったことから啓発活動について今後どのように進めていかれるのか、最後に答弁をお聞きして、私の質問を終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**議長（高岡 進）** 坂田こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（坂田達也）（登壇）** 失礼します。それでは、辰己議員の再質問についてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、ヤングケアラーとは何か、まだまだ世間では聞きなれない言葉でありまして、住民の皆様を初め、学校の先生方もほぼヤングケアラーの意味を理解されていないのかなと感じております。

このことから、まずはヤングケアラーの意味を住民の皆様にご理解いただけるよう、広報や町のホームページなどを活用し、ヤングケアラーに特化した周知及び啓発等を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、子ども達は一日の大半を学校で過ごし、遅刻や欠席の多い子ども、宿題をしてこない児童、また急に元気がなくなった児童など、子ども達の変化に気がつきやすいのは学校の先生であります。このことから、小中学校の先生方を対象

に、ヤングケアラーに関する基礎知識の勉強会や研修会など、受講していただく機会を設けることが大切であると考えております。

今後につきましては、教育委員会と協議、連携を図りながら、学校の先生方にもヤングケアラーについて十分にご理解いただけるよう、さまざまな方法を今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 10番、辰己圭一議員の関連質問及び6番、高田好子議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、8番、澤美穂議員、一問一答方式で行います。

**8番（澤 美穂）（登壇）** 議長のお許しをいただきまして、1問目の質問を行わせていただきます。

せっかくのうれしいニュースがコロナ禍のため、万葉学会やさまざまな祝賀行事が中止になり、お祝いムードに水を差すようになってしまった残念な1年でしたが、柏原市との合同による推進協議会の立ち上げやYouTubeの制作、信貴山下駅前に5基目となる万葉歌碑が建立されました。町民に広く周知ができていないようで、まだまだ知らない方が多いように感じます。

町のホームページには日本遺産認定を受け、三郷町、柏原市では地域住民の郷土愛を育み、地域ブランドの確立を契機とした新たな産業の創出へとつなげ、認知度の向上から交流人口の増加を図り、地域経済発展へとつなげていきますとありますが、柏原市のホームページのように関連サイトもつくられていないことは、ともに選ばれたのに残念ですし、新しい歌碑についても情報が更新されていないのももったいないことですと事前通告させていただきましたが、歌碑については5月25日に更新をしていただいております。担当課が変わったとはいえ、ほかの歌のようにやっぱり山本晴章さんの歌を聞かせてもらいたいので、今後ご検討をお願いいたします。日本遺産関連はまとめていただいておりますが、バナーに日本遺産認定と載せていただいたほうがよりわかりやすいのかなと思います。また、三郷町は今年の風音祭のYouTubeも見られることですし、森町長、柏原市の富宅市長が出演されているタツカメ学園も多くの方にごらんいただきたいので、柏原市のようにYouTubeを独立したコーナーでもっとアピールされたほうが、多くの方の目にとまると思います。知名度を上げ、観光につなげ、郷土愛を育む上でも、三郷町民はもちろんのこと、子ども達への郷土教育の実施、日本全国、世界各国へ情報発信ができるスマートシティSANGOにふさわしい、さ

らに魅力的なホームページの充実やフェイスブック、LINE、紙媒体でもPRをしていただくことを要望します。

日本遺産に登録されたみたいやけど、何をやってるんと聞かれますし、コロナ禍で予定どおりに進めることができていないことは重々理解しておりますが、ガイドを募集したままで何の情報もなくどうなっているのとの声もあります。外出自粛疲れが出ている今、見て楽しめ、アフターコロナに夢と希望が持てるような今後の計画と現在の進捗状況をお聞かせください。お願いいたします。

**議長（高岡 進）** 水口環境整備部長。

**環境整備部長（水口洋司）（登壇）** 失礼いたします。この4月に環境整備部長を拝命いたしましたルーキーの水口でございます。ルーキーと言いましたら、今阪神タイガースの佐藤輝明選手が大活躍されておられます。私も佐藤選手のように活躍できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、澤議員の1つ目のご質問についてお答えいたします。

まず、柏原市のホームページのように町のホームページが充実できていないこと、また新たに建立した万葉歌碑の情報がつい先日まで更新されなかったことにつきましては、全く議員ご指摘のとおりでございます。事務局一同大変反省しております。この場をおかりしておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

昨年6月に日本遺産の認定を受け、9月に関係団体を集めた日本遺産「龍田古道・亀の瀬」推進協議会が設立され、当協議会を中心に文化庁の補助事業や国土交通省、近畿地方整備局大和川河川事務所との連携による事業を進めております。

昨年度の実績として、ウェブ関連につきましては、情報の発信基地となる協議会の公式ウェブサイト立ち上げ、本年4月から公開いたしました。今後はこのサイトを中心に情報を集約し、発信することとなります。

また、文化庁のポータルサイトの制作、管理のほか、協議会のウェブサイトから文化庁ポータルサイト、三郷町、柏原市、柏原市立歴史資料館、信貴山観光協会、大和川河川事務所等のサイトをつなぐ作業を現在進めております。ほかにも情報発信ツールとして、プロモーション動画の制作中であり、秋ごろには公開できる予定としております。

また、シンポジウム事業として、先ほどご質問にもございましたが、コロナ禍でホール等への集客ができない中、学校の授業形式で龍田古道と亀の瀬を学習する動画を制作し、ユーチューブで配信いたしました。

ウェブ関連以外では、来訪者の趣味嗜好、市民・町民の意向等を調査するマーケティング調査や、協議会のロゴマーク、ウォーキングマップ、リーフレットの制作、ボランティアガイドの研修会等々、実働期間が短い中駆け足で進めてまいりました。

今後の取り組みでございますが、公式ウェブサイトのカスタマイズを初め、昨年度設定したウォーキングルートに合わせた案内サイン等の整備、それから大和川河川事務所がJR三郷駅から立野汚水中継ポンプ場までの河川敷の整備を行うかわまちづくり事業と連携し、来訪者の拠点となるビジターセンター、川の駅・亀の瀬東口の整備を、また古代の大和川の水運をイメージした川下りの実証実験を計画しており、新たな体験型アクティビティーとして商品化できればと考えております。これら、かわまちづくり事業を大和川河川事務所が進めるインフラツーリズム事業と連動させることで、さらに人を呼び込み、地域の活性化へとつなげてまいりたいと考えております。

ほかにも公式パンフレットの制作や地域内外でのシンポジウムの開催、また、ことしが聖徳太子1400年ご遠忌となることから、それに関連した各地のイベントへの参加や連携等で情報発信することも計画しております。それら事業に加え、昨年度から実施しております亀の瀬地すべり資料室や亀の瀬トンネルのガイド事業と並行して研修会も引き続き行ってまいります。

なお、今年度はそれぞれの事業で作業部会を立ち上げ、関係団体や住民の方々が事業に携わっていただくことを想定しており、例えばガイドの方法や案内サイン設置場所などを協議しながら進めていければと思っております。

このようにアフターコロナの暁にはたくさんの方に訪れていただけるよう、さまざまな事業を地域の方と一緒にあって展開いたしますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**8番（澤 美穂）（登壇）** 佐藤選手を超える活躍を期待いたしまして、これからもばんばん要望させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ぜひプロモーション動画の作成の進捗状況なども、フェイスブック等で住民にちらっとお知らせいただけると、皆さんも楽しませられることができると思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、再質問で用意していた件については、先ほど町長から提案理由の中で

ご説明いただきましたので、南都銀行跡が観光案内所ではないことと、そしてまた三郷町のホームページについてもリニューアルを予定されているとのことですので、他市町ではふりがなをつけたり、読み上げたりすることができる機能が備わっており、マルチリンガルにも対応しております。スマホで見るとスマートフォン用のものが表示されるところもありますので、どこの市町村よりも機能的でわかりやすいホームページのリニューアルを要望いたします。

そして、「探偵ナイトスクープ」の川下りを超える動画を期待しまして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。

**議長（高岡 進）** 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。8番、澤美穂議員。

**8番（澤 美穂）（登壇）** 続きまして、2問目の質問をさせていただきます。

今年3月に発表されました三郷町スマートシティ基本計画を拝読しますと、魅力的な計画が満載で、実現するのがとても楽しみです。今コロナ禍で自治会での行事だけでなく、班長会などの会議も実施されていない自治会もあるとお聞きしています。

美松ヶ丘自治会では、昨年度まではコロナ禍の自治会館の収容人数の制限により全班長が一堂に会館に入れないため、同じ会議を2度に分けて実施していました。時間と手間がかかり、執行役員の負担がふえ、入れかわりのときは一時的に密になってしまいますし、後半の会議に出席する班長は遅い時間になっていました。

三郷町でも把握されていると思いますが、今自治会に加入されない方や脱退される方がふえてきており、その理由の多くが班長をやりたくない、班長ができないことを挙げられています。どこの地区も高齢化が進んでおり、75歳定年制を導入されている自治会も多く、このまま新入居者が自治会に加入しない、また自治会から脱退される人がふえると、たちまち自治会運営に支障を来すことになるかと危惧しております。

美松ヶ丘自治会では、新しく入居された方が翌年の自治会班長をすることになっている班が多く、比較的年齢の若い方が班長をされることになり、毎年数名の班長が小さなお子さんを抱っこしてあやしながら、会議に出席されているのを目の当たりにしてきました。

今年度、会長候補の8人全員が女性だったことで、思いがけず私が自治会長を引き受けることになってしまい、そんなお母さんたちの負担を減らすべく、オン

ラインでの会議の出席、設備のない方は従来どおり自治会で会議に出席する、どちらの方法でも出席可能なハイブリッド会議を行っています。イメージが湧かないかもしれないので、このような感じで実際来られている方とここの前のモニターでネットで参加して下さっている方と、こういうふうに班長で集まっております。自宅でふだんどおりの中、お子さんもお母さんも周りに気兼ねすることなく、ゆったりした気持ちで子どもを自由に遊ばせたりしながら画面に出席していただけるので、私が考えていた以上にとても好評で、喜んでいただけています。

このハイブリッド会議であれば、例えば体の不自由な方や車椅子の方でも、気軽にオンライン会議に出席することができますので、広報の配布ぐらいならできるよとおっしゃる75歳以上の人と2人1組でなら、役割分担し合って、自治会活動に前向きに参加してもらえるのではないのでしょうか。とはいえ、現在このハイブリッド会議を実施しているのは美松ヶ丘自治会だけとお聞きしていますし、自治会長がかわると継続してできないことも考えられるので、三郷町としてこんな自治会運営方法もあると提案してはいかがでしょうか。

既に避難所にWi-Fi整備の計画があるようですが、コロナ禍で発熱されている方を隔離する場合も想定し、指定避難所だけでなく補助避難所でもある自治会館にもWi-Fiを整備していただき、災害発生時の情報共有や避難者、そして隔離者の通信手段として、また平時にもどこの自治会でも役員会等をオンラインで実施できるようにしていただきたいのです。

幾ら興味があっても、文化ホールまでは行けない高齢者の方や子ども達だけでも、自治会館にWi-Fi環境があれば、教育講演会などの講演会をオンライン中継していただければ、自治会館内でも誰もが見ることができ、香芝市で実施されているオンライン公民館などのイベントも幅広い世代に提供することが可能になります。

実際に使っていただいて、便利だということを実感していただければ、自分達には関係ない、必要ないと思っておられる高齢者世代にもICTの利用が広まれば、脳の活性化にもつながり、認知症や介護予防にも有効で、総務省が公表しているICT利活用がもたらす効果として、高齢者本人、ICT利活用を支援する団体の関係者ともほとんどの人が上げた効果であり、高齢者が活動的になり、交友関係や行動範囲が広がることが人生100年時代、生きがいを持って心も体もそして頭も健やかに、健康長寿を全うしていただけるきっかけになればと期待できます。

そして、もう二度とあってほしくないですが、小中学校を休校せざるを得ない事態が起きた場合でも、各家庭のW i - F i 環境を確認することなく、自治会館で即オンライン授業を受けさせることもできます。美松ヶ丘自治会はオゾン発生器を購入しましたので、コロナ禍でも問題はないと思われま

す。1 問目の質問でも申し上げましたが、昨年、龍田大社で行われたすばらしい風音祭が自宅で見られなかった方も多かったと聞いておりますので、自治会館内でパブリックビューイングでも見られるよう、デジタルデバインド解消の第一歩として、自治会館へも導入していただけないでしょうか。S D G s 未来都市、スマートシティ三郷町だからこそこの新しい自治会運営のモデルケースとして、まずは美松ヶ丘自治会を宣言していただくのはいかがでしょうか。町のお考えをお聞かせください。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の2 問目のご質問にお答えさせていただきます。

三郷町スマートシティ基本計画では、基本目標の災害に強く安心・安全なまちづくりの中で、避難所のW i - F i 整備を掲げております。これは、指定避難所等の防災拠点に耐災害性の高い地域B W Aを活用したW i - F i を整備することで、災害時の通信手段として活用することを想定しております。

公衆無線L A Nと言われるW i - F i につきましては、世界中のW i - F i スポットのエリアでふだん使っているスマートフォンやタブレット、パソコン等の端末から高速で大容量な通信が利用できるものであります。これらの特性を生かし、災害時の情報伝達手段の重要なインフラとなり得ることから、総務省より平成2 9 年度に防災等に資するW i - F i 環境の整備計画が示されました。その計画の中で、平時は小中学校の授業で安全に活用され、また災害発生時に体育館が避難所となった際、認証などを必要とせず、誰でもすぐに利用できる無線L A N の整備が推奨されました。このことを受けまして本町といたしましても、平成3 0 年度に小学校2 校と中学校の体育館に、災害時には避難者の皆様にフリーで利用していただける無線L A N を整備したところでございます。

さて、今後の避難所へのW i - F i の整備につきましては、主には各地域の公共施設や福祉避難所を想定しております。補助避難所を含む全ての避難所3 3 カ所にW i - F i を整備することは、コストの面からも厳しいところでもありますので、補助避難所である自治会館へのW i - F i の設置につきましては、各自治

会での対応をお願いしたいと考えているところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、本町の町内全域を網羅した地域BWAネットワークは、民間事業者である近鉄ケーブルネットワーク株式会社により整備、運営が行われます。今後、利用料金等が設定され、町だけでなく企業や一般家庭を含めた利用者の募集が開始される予定であります。議員ご指摘のコロナ禍における自治会活動や災害時の情報共有、オンラインを通してのイベント鑑賞等には、手軽に使えるWi-Fiの有用性は疑いようのないところでございます。

また、地域BWAは無線のネットワークであるため、複雑な配線工事等の必要もないことから、手軽にご利用いただけるものと考えております。今後、さまざまな分野において地域の活性化やデジタルディバイドの解消に寄与すると期待される地域BWAを維持していく観点からも、多くの自治会や一般の利用者の皆様方にご加入いただき、幅広く利用していただきますようお願い申し上げます。

そしてまた、今いろいろ美松ヶ丘自治会の活動をお聞かせいただきました。すばらしい内容で、先進的な取り組みをしていただいていると思います。そういったことを町といたしましても先進的な事例といたしまして、啓発のほうを他の自治会に対しましてもアピールしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

8番(澤 美穂)(登壇) 特別美松ヶ丘自治会を評価していただきたいわけではなく、加地部長が美松ヶ丘の住民なので、特別扱いできないというお考えも理解できるんですけども、私は反対に、だからこそ改革を進めやすいのではないかと思うんです。一般質問で自治会長が自治会員である総務部長に質問するなんて、こんな組み合わせはなかなかないですよ。ふだんならチェックしにくい自治会がちゃんと機能しているのかを住民として、また総務部長としての目で自治会運営を見ていただけるいい機会ではないかと思うんです。

私は、美松ヶ丘に住んで20年。知り合い、顔見知りも多く、長老にも物を言える性格ですので何の問題もないんですが、今回のように早い段階でサマーフェスティバルの中止を考えたときに、前にお座りいただいている同じく住民の久保議員にもご意見を頂戴し、ご賛同を得ることができたので、いろいろな決断をさせていただくことができたんですけども、先ほども申し上げたとおり、自治会



の班長は新しく入居された方が翌年の班長をすると決まっている班も多く、今までは名士のおっちゃんやるものだった自治会長が、美松ヶ丘の前年度の会長のように入居して2年足らずの女性が運悪くくじ引きで会長に当たってしまうことが起きています。入居して間がなければ自治会のこともわからない、人脈もない、初めての班長で会長に当たると思い切った提案もできないと思いますし、会長といえども自治会予算を好き勝手には使えません。うちはたまたま大学院生の息子が自宅におりまして、スマホを無制限の契約にしていたからこそテザリングを使ったので、独断で4月からハイブリッド会議ができましたが、そうでなければすぐには難しかったと思います。役員を選出方法については、本年度しっかりと役員会で議論していただきますが、要は自治会でその値段が払えるか払えないかの金額の問題ではなく、ハイブリッド会議がイメージできない場合、班長会で必要がないと否決されれば、自治会館に導入することができなくなってしまうことを私は懸念しているのです。いつでも使える状態にしておけば、誰が自治会長になったとしても、自治会の運営方法の選択肢は広がります。

超高齢社会の中で誰一人取り残さない社会の実現を目指すには、ICTの利活用は避けては通れません。今回のコロナワクチンの接種予約がいい例です。朝から役場が閉まる17時過ぎまで、ずっと電話をかけ続けていたにもかかわらず、予約がとれなかったという話も何人からも聞きました。

そんな方がいらっしゃる一方で、デジタルシニアと呼ばれるパソコンやスマホを使いこなす高齢者もおられ、いとも簡単にさっさと予約をとって、既に1回目の接種を終えられております。

先月、デジタル改革関連法が成立し、9月にはデジタル庁が設置されることが決まりました。内閣府によると60歳代の25%、70歳以上の57%はスマホを持っておらず、総務省はスマホを使えない高齢者は約2,000万人いると見て、オンライン化が進む中、デジタル格差が拡大するおそれがあり、総務省は5年間でこうした高齢者のおよそ半数を支援するとのことですが、たった1回、60分の体験講習で多くを学べるとはとても思えません。それならば地域にいるデジタルシニアに通信費を気にすることなく、日々自治会館での集まり等でどんなに便利かを使えない高齢者に見せていただけるほうがずっと効果的だと思います。

以上を踏まえ、美松ヶ丘を抜きにして、ぜひ再度ご検討していただくことを要望し、私の2問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高岡 進） 8番、澤美穂議員の質問は以上をもって終結します。

暫時休憩いたします。再開 13時。

休憩 午前 11時 39分

再開 午後 1時 00分

議長（高岡 進） 休憩を解き、再開します。

それでは、5番、先山哲子議員。一問一答方式で行います。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の質問に入らせていただきます。

まず1問目、「新型コロナワクチン接種について」であります。コロナ禍問題は終息するどころか、変異株が猛威を振るい、日本を初め世界中が大変な状況となっているのは皆さんご存じのとおりであります。

変異型は感染力が強く、また重症化もしやすいと言われております。ワクチン接種が有効な手段ではありますが、OECD（経済開発協力機構）37カ国中、接種率が日本が最下位であります。徐々に接種率はこのところ加速して上がっておりますが、それでも最下位という状況であります。

世論調査でも日本は接種計画が順調でなく、大変遅いと85%の方たちが回答しております。前代未聞のかつてない1億人を超えるワクチンプロジェクトであり、ワクチンの供給量が限られ、また医療従事者などのマンパワー不足も問題であり、感染拡大を抑えるには今の4倍のスピードで接種が必要ということがつい先日、5月20日現在では言われておりました。

国のほうでは菅総理が高齢者のワクチンは7月末までに完了するようにとハッパをかけ、国ももちろん尽力するわけですけれども、それでだんだん加速が速まり、7月末にはかなり完了に近くなるのではないかと期待しております。

日本では4月12日から高齢者への接種が始まりました。5月13日現在で65歳以上の高齢者3,600万人対象なんですけれども、5月13日に現在でわずか1回目接種済みの方は1.8%、2回目接種完了の方はわずか0.1%にとどまり、しかし、直近では今現在では1回目のワクチン終了者は1,000万人を超えております。そして、2回目終了者は378万人となっております。ここにきてちょっとスピードが速まったかなと思って、まあまあと思っております。

また、医療従事者はご存じのように480万人対象でありましたが、1回目のワクチン終了者はわずか70%、また2回目終了者は32%にとどまっております。

先ほど町長が三郷町においても文化センターでも平日やるということで、1日

600人目標でやるということで、三郷町もこれからはかなりスピード化するのではないかと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

三郷町では4月15日10時から接種予約がスタートしました。三郷町においては当初、全国で一般的には65歳以上の高齢者が最初ワクチン接種対象者でしたが、とにかくワクチンの数が限られておりますので、三郷町では65歳以上、75歳以上に変更したのは確かに正解だったとは思ひますが、ご存じのように対象者75歳以上で4,010人ぐらいですか、に対してワクチンは1,260本、3分の2以上の方が予約をとれなくて、ワクチンの争奪戦があったわけです。

高齢の方の中にはネットが利用できない方もいらっしゃるし、さりとてずっと電話にかじりつきでも全然つながらなかった。当然ですが、よそのまちでもそうでしたから。それで当初、広報では申し込みは電話かネットだけだったと思ひます。案内の中ではファクスの番号も書いておりましたので、どちらもできないので何でもいいからファクスでこっちの住所と、あと個人番号を入れて、連絡先を入れてファクスしたのですけれども、ファクスは電話と違って随時流れますから、流れたけれども、とれたとれないの返事もないので不安だということで、あとご近所のパソコンのできる方に頼んだり、家族の息子さん、娘さん、あるいはお孫さんが仕事を休んで家まで来てくれて、パソコンは割合スムーズにとれましたんでとってもらったという、とにかく皆さん大変なパニックだったようです。

もちろん町のほうにもたくさん苦情が来たと思ひます。私のうちにもどうしたらええやろか、皆さん命にかかわることですから、とられへんでどうしたらええんやろうということで、たくさんの方の相談が雨の中うちに来られたり、電話がかかってきたり、手紙までもらいました。それで私も何とか町サイドの関係者のところに足を運んだんですけれども、5月1日、保健センターの説明会で町長のほうからお話がありまして、それまでは今回の質問でたくさん言うことがあったんですけれども、嫌みの1つも言おうかなと思ひていたんですが、町長の説明ではとにかく自治体によって近隣でも予約の仕方がまちまちでした。例えば上牧なんかは65歳以上で2時間で満杯になりました。斑鳩は上から年齢刻みであなたは何日、また平群でしたかね、町からはがきが来て、希望するって出したら、そこから抽せんでチョイスして予約ができたみたいです。自治体によってとにかく初めてのことでありますし、大変だったみたいです。

皆さんニュースでご存じのように、奈良市でもそうでしたけれども、とれなか

った方たちが役所や保健所に詰めかけて、大変なことが皆さんあちこちで、とにかくパニックだった、トラブル発生ということはご存じだのとおりでございます。

三郷町におきましては、とにかく74歳以下の方はちょっと辛抱していただいて、パソコンができない人でもとにかく希望したいかどうかの漏れた人、予約に漏れた方に書類を送って、希望するが来れば100歳に近い方から順番に接種できるということで、説明会で町長がおっしゃったんで、これが一番ベターな方法かなと思いました。皆さん心配、漏れた方は夜も寝られへんという方がたくさんおられたので、町はこういうふうになったよと、それだったらやっとな安心して眠れるわ、とにかく希望者には全員打ってもらうことになったから、それで終了した時点で65～74歳も随時パニックにならないように上から順番に書類を送って、電話の回線も倍にふやすということで、いい方向になったのでよかったかなと思いました。

しかし、私も若く見えても対象高齢者ですので、書類が来ました。パソコンは、最初マイクロソフトは途中でなかなかつながりませんでした。やっぱり集中しているせいですか。ちなみにグーグルでしたら即入れました。全部あいていました。最初のころに私は無事とれたんですけれども。

町長も先ほどおっしゃっていたように、菅さんは夏までに終了せいということでハッパをかけていますし、先ほど私、カーラジオで聞いていたら、ニュースで一応ファイザーとアストラゼネカで十分用意はしていると。心配要りませんということで、どこのメーカーやったかな、いろいろありました。それを台湾にきょう飛行機で無償で発送したと言っていました。ちょうど先ほど聞きました。そやから安心していいのかな。ここのところ急速に、私らもかかったら死ぬほうやなと思っていましたんで、用事のないときは一切外も出ないで、家にこもっておりました。こういうことは私、今までになかったです。やれやれで高齢者の方も、私のところに来られた方もこうこうで、やっとな安心されたようで、町長に感謝していましたよ。

それで、命がけの争奪戦があったわけですけれども、最初の広報ではファクスが載っていなかったんです。電話はつながらない、パソコンはようしない、それでファクスの番号も書いていたので、とにかく何でもいいから住所、名前、個人番号を入れて、苦情もついでにだらだらと書いて送ったら、夜8時にあなたは何日にしますかという電話があって、それでやっとなとれたと喜んでおられました。

町のほうにファクス、電話、ネット、それぞれどれだけの予約、1,260人

ですかね、内訳を教えてくださいたいと思います。

**議長（高岡 進）** 辰巳住民福祉部長。

**住民福祉部長（辰巳政行）（登壇）** 失礼します。それでは、先山議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

今回のコロナ禍問題は、全世界で非常に大変な状況に陥っております。ワクチンが新型コロナウイルス感染症の流行を終息させる唯一の希望の光だとも言われている中、日本においてもワクチン接種が本格的に進められ、7月末までに65歳以上の高齢者のワクチン接種を終えるよう、国が明言しております。

議員がおっしゃいますように、ワクチンの接種の申し込み方法につきましては、自治体によってはさまざまですが、本町におきましては、4月15日から電話、ファクス、インターネットによる予約を受け付け、4月16日の午前中に予約枠である1,260人分の受け付けを終了いたしました。

町民の皆様には、予想をはるかに超える申し込みが殺到し、コールセンターの回線が全くつながらないという事態となってしまう、また受け付けに要する時間が予想以上に長引き、多大なご迷惑をおかけしましたことにつきまして、この場をおかりいたしまして深くおわび申し上げます。

このことを受け、75歳以上の方の接種を優先的に受け付けるため、5月19日に接種の有無の確認通知を発送し、接種される方につきましては、町で接種日時を指定し、通知させていただいているところでございます。

また、5月31日から65歳以上の方には年齢別に接種案内を送付し、順次電話、インターネット、ファクスによる受け付けをしております。また、当初は土曜日の午後、日曜日の午前、午後と接種日を設定しておりましたが、7月末までに65歳以上のワクチン接種を完了するため、6月14日から奈良県の研修医派遣制度を活用し、平日にも接種日を設ける準備をしております。なお、接種会場につきましては、文化センターを予定しております。

次に、議員ご質問のファクスを利用して申し込まれた件数でございますが、202件ございまして、電話による申し込みにつきましては251件、インターネットでの申し込みにつきましては807件ございました。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**5番（先山哲子）（登壇）** 接種の実施は、保健センターで土曜日は午後、日曜日は午前、午後と始まっておりますが、文化センターは平日一日600人目安ですと

ということで、どんどんこれからは加速して、本当に7月で完了するみたいな感じでありまして、安堵いたしました。

しかし、もう実施されてから都合が悪いとか何らかの理由で来られない方、キャンセルされる方もおられると思います。今まで実施しましたが、そのときにキャンセルはどれぐらいあったのか、またキャンセルした場合そのワクチンはどうされたのかをお聞きしたいと思います。今後は、文化センターでも大人数で始まるわけですので、キャンセルされる方、来られない方は今までよりも多いかなと思います。そういったキャンセルの多い分はどうされるのか。無駄にはできませんので、そのあたりもお聞かせいただきたいと思います。

それと、1回目を接種して、3週間後に2回目の接種は1回目のとき決まるわけですね。基本的には3週間後。しかし、1回目しても2回目都合が悪くてこられない方がおられます。また、1回目も来られなかった方、そういった方はワクチンから取り残されるわけですが、そういったことはどのように対処していただけるのか、もしわかっていればお聞かせいただきたいと思います。

それと、ファクスの申し込みの件ですが、私のところに苦情に来られた方の中には、とにかくつながらないので、ファクスでしたら流れたわけですね。そうしたら数時間後にこれは聴覚障がい者、耳の不自由な方のためのファクスなんで、だめですという断りの電話があったそうです。

流しても何にも予約できたのかできへんのか、何も返事がない方は、夜8時ごろ家に電話がかかってきたそうです。いつあいていますけれども、予約しますかという電話があって、それで住民の方から私は断られた、私はファクスで行けたでとって、物すごく怒ってはる方がおられたんで、その辺の実情はどうなっていたんでしょうか。もしわかればお聞かせください。ファクスの行けた人、だめだった人の本当なのか、その件と、余ったワクチン、キャンセルとかで来られなかった方はどうされたのか、また今後たくさん出た場合はどうされるのか。それと1回目はしたけれども、2回目来られないとか、そういう方の対応はどうされるのか。たくさんありますけれども、よろしく回答をお願いします。

**議長（高岡 進）** 辰巳住民福祉部長。

**住民福祉部長（辰巳政行）（登壇）** 失礼します。それでは、先山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、キャンセルについてなんですけれども、当日来られない方への対応についてでございますが、5月15日からスタートした福祉保健センターでのキャン

セルにつきましては、5月30日現在で2名のキャンセルがありました。そのうち医療従事者であります看護師1名、そして薬剤師1名の方に接種をいたしました。

また、文化センターにつきましては、相当数のキャンセルが予測されますので、クラスターの危険がある学校や幼稚園、保育園の先生、放課後児童クラブの指導員に対しまして接種ができるよう、準備を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、ワクチンが無駄にならないよう努めてまいります。

次、2回目のキャンセルの件につきましてですが、現在のところまだ具体的な案は出していないんですけれども、1回目を受けられて2回目を受けられないということになっていけませんので、こちらのほうからその方については連絡をするということをしていただいて、速やかに接種していただけるよう、現在町の各診療所と調整中ということでございます。

次に、ファクスでの申し込みの件でございますが、本町に手違いがあり、また案内にも不備があり、大変ご迷惑をおかけいたしましたこと、本当に申しわけございませんでした。

このことを受けまして、今回からの予約につきましては、コールセンターでのファクス対応のスタッフを増員し、予約がスムーズに進むよう、ファクスの様式を三郷町のほうで作成し、接種券と一緒に通知させていただいております。

また、追加なんですけれども、電話による申し込みにつきましては、先ほど先山議員も回線をふやしたというふうにおっしゃっていただいたんですけれども、当初、3回線あったものを6回線に増設し、無料回線をご用意いたしております。

また、インターネットでの申し込みにつきましても、なかなか高齢者の方がとりにくいというようなこともありましたので、予約サイトの利用方法を掲載した接種券を同封いたしまして、また福祉保健センターでもインターネットによる予約の方法について、現在説明会を実施しているところでございます。

いずれにいたしましても、予約が集中しないよう、接種券の発送方法を見直し、年齢順に間隔をあけて予約ができるよう体制を構築しております。

今後につきましては、65歳以上の方、約1万2,000人の方へのワクチン接種につなげていかなければなりません。いろいろな情報を収集しながら、また近隣町の状況を見ながら、安全かつ慎重に誰一人取り残さないワクチン接種に取り組んでまいります。

以上でございます。

65歳以下でございました。訂正しておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 市町村によって受け付けのやり方はさまざまありますが、いろいろなトラブルをもとによりよい方向に行けてよかったかなと思います。

それから、皆さんニュースでいろいろとご存じのように、ちょっとした不注意がたくさん全国的に、特に神戸は多いかなと思ったんですけれども、常温でほったらかしにしてしまうと。その工程が冷凍室から冷蔵にして、またそれから何時間以内とかもいろいろな工程がありますし、攪拌するのにゆっくりするとか、希釈液の生理食塩水をまぜるのに食塩水が入っていなかったとか、食塩水だけ打ってしまったとか、いろいろなトラブルは皆さんご存じのように聞かれたと思います。ニュースに出ますので、三郷町はそういうことのないように。

余りにも多いので、正直に打ち明けたところはニュースに出ていますけれども、失敗を隠して、ミステイクがわからないままのところもあるんだったら、ちょっと怖いなと思いました。1日に2回打った方もいらっしゃいますやんか。そんなのも怖いなと思いました。三郷町はそういうミスはないと思います。

それに町が悪いんじゃないかと、やっぱり委託していますので、やり方とか主導は町がしておりますけれども、町が全面的に悪いんじゃないんやと苦情を言った方にも申しておきました。

とにかくこれからはスムーズに加速していくと思いますので、大変とは思いますが、関係者の方は意識を持って取り組んでいただけたらいいかと思えます。答弁は結構でございます。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。5番、先山哲子議員。

5番（先山哲子）（登壇） では、2問目の質問をさせていただきます。小学校、中学校、保育園、幼稚園及び町内の公園に設置の遊具類など、設備安全の点検はどのようなになっていますかということをお聞きいたします。

皆さんご存じのように、この4月に宮城県の白石市で小学校の校庭の片隅に置いてありました防球ネットが倒れ、6年生の男児1名が死亡、またもう一人は重傷という痛ましいニュースが皆さん記憶にあると思います。

放課後、6～7人の子ども達がネットに寄りかかったり揺すったりして遊んでおりましたが、木製の支柱が老朽化のために根元から折れてそれで直撃したとい



う痛ましい事故でありました。月1回、教職員が目視したり触ったり点検していたということもあるし、しなかったというニュースも両方ありましたが、とにかく物によっては年1回、2回、あるいは2回の専門的な業者による点検、これは法的に多分決められていたと思うんですけれども、その対象外ではあったようです。とにかくやっぱり危険な事故が起きれば死傷につながるということですので、慎重にこういった点検はしていただかないと、管理体制が問題となっているわけです。

三郷町におきまして、このような点検はどのようになっておりますでしょうか。今ほど言いました小中学校、保育園、幼稚園、あるいは公園。公園法によりまして、町内にはたくさんの何ヘクタールに対して公園1個とか決められていますが、公園も何もない樹木だけの公園、あるいはこういった設備、遊具類がある公園とあると思いますが、全体の三郷町における公園の数と、それと点検が必要な遊具類を置いている公園類の数もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

**議長（高岡 進）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** 失礼します。それでは、先山議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

先山議員からもありましたように、本年4月27日、宮城県白石市立白石第一小学校で、校庭に設置されていた防球ネットの木製の支柱1本が根元から折れ、小学6年生の男子児童2名に直撃し、そのうち1人は頭を強く打って死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。

事故があったのは放課後で、児童6～7人が防球ネットに寄りかかり、揺らして遊んでいた際に、校庭に埋め込まれた2本の木製支柱のうち1本が折れたもので、支柱は高さ約6メートル、直径17センチ、重さは約40キログラムで、とめ具などで固定はされておらず、設置後20年は経過しているとのことでありました。このことを受け、教育委員会では即座に小中学校に出向き、校庭に直接埋め込まれた防球ネットが存在していないことを確認いたしました。加えて、校庭を囲うように設置している防球ネットにつきましても、3校計118本を確認いたしました。全てコンクリート柱、または亜鉛メッキ柱であることから、腐食により折れることは考えにくく、さらに支柱やワイヤーにより倒壊を防いでおります。

議員ご質問の遊具類の設備安全点検ですが、本町の町立小学校におきましては、校庭に設置されています滑り台等の遊具の安全点検を年に1回、専門業者により

実施しており、また教員が随時遊具に触れたり、目視等で点検を行い、異常が確認できた場合は使用を中止し、報告を受けることになっております。

次に、南畑幼稚園ですが、日々幼稚園教諭が目視等による点検を行うとともに、滑り台、ブランコ等12基の遊具点検を年に1回、専門業者により実施しております。なお、西部保育園も旧園舎では12基の遊具点検を年1回、専門業者により実施しておりましたが、現在は仮設園舎のため、該当する遊具はございません。

また、町内全ての公園遊具ですが、一般社団法人日本公園施設業協会発行の遊具等の定期点検業務指針に基づき、年に2回、7月及び1月に保守点検業務を実施し、点検結果により適宜遊具の修繕等を行っております。

公園に関しては、当初水口部長からお答えしていただくことになったので、交代させていただいてよろしいでしょうか。失礼します。

**議長（高岡 進）** 水口部長。

**環境整備部長（水口洋司）（登壇）** 失礼いたします。公園に関係することなので、私のほうからお答えさせていただきます。

町内の公園は全部で58カ所ありまして、そのうち遊具のある公園は48カ所でございます。先ほど渡瀬部長からお答えいたしましたとおり、公園の遊具類については年2回、7月と1月に業者を入れて定期点検を行っておりますが、それ以外の町内全58公園につきまして、職員が定期的に清掃を兼ねた巡回を行い、遊具も含めネットフェンス等、構造物の劣化、破損等の目視点検を実施し、公園利用者の安全確保に努めております。

ちなみになんですが、職員による定期点検ですが、定期的といえますのは全58公園を4つのエリアに分けまして、1エリア14カ所、15カ所ぐらいになるんですが、4つのエリアに分け、1エリアごと2週間に1回実施しておりますので、2ヵ月間で全公園を網羅することになります。よって、職員による巡回点検は年6回実施することになっております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**5番（先山哲子）（登壇）** 町内における学校関係、また公園のほうもきちんと点検されており、また例の白石市のような木造、危険なものはないということですので、安心しました。やっぱりこれは転ばぬ先のつえで、事が起こってでは大変なことになりますので、引き続きまた安全点検、よろしくお願ひしたいと思います。回答は結構です。

議長（高岡 進） 2 問目の質問は終了しました。5 番、先山哲子議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、1 番、神崎静代議員、一問一答方式で行います。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、1 問目、国保の均等割の 5 割減額の対象を小中学生まで拡大をとということで質問いたします。

国民健康保険は、他の健康保険と違って収入に関係なく課される均等割があります。均等割は世帯の人数に応じて課されるため、子育て中など子どもの数が多いほど経済的負担が重くなります。

均等割額は自治体によって違いますが、1 人当たりおおむね 3 万から 5 万円です。三郷町の場合は 3 万 4, 0 0 0 円、7 割軽減の世帯でも 1 万 2 3 0 円です。そのため全国知事会など地方団体は、子どもの均等割額の軽減制度導入を求めています。

また、地方自治体の中には子どもの均等割額について、独自に減免制度を導入する動きも広がってきており、2 0 1 9 年の調査ですが、2 4 市 5 町が実施をしています。そのうち 1 8 歳までの全ての子どもを対象としているのが 1 2 自治体、1 8 歳までの子どもが 2 人以上いる場合に、あるいは 2 人目から、あるいは 3 人目からとしている自治体が 1 4 あります。

こうした中、政府は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取り組みとして 2 0 2 2 年度から未就学児に係る国保税の均等割額の 5 割を軽減することを決めました。負担割合は国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 となっています。均等割の軽減制度の導入を求めている全国自治会は、今回の制度導入を評価した上で、軽減対象範囲が未就学児に限定されている、対象範囲拡大について引き続き検討をお願いしたいと要望しました。子育ての経済的な負担は、未就学児より年齢が上になるほど大きくなります。少子化対策、子育て支援の一環として、三郷町でも町独自で対象年齢を小中学生まで拡大することはできませんか。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、神崎議員の 1 問目のご質問にお答えさせていただきます。

現在、本町の国民健康保険税に係る減免及び軽減措置につきましては、災害で被災された場合や新型コロナウイルス感染症の影響による減免など、国の通知に基づく条例で定めた減免措置、並びに国民健康保険法施行令に基づく低所得者世

帯への軽減、いわゆる法定軽減のみの運用であり、町独自の減免は実施しておりません。

議員がおっしゃいますように、令和4年度より未就学児の法定軽減後の均等割額について5割軽減を行う制度が導入される予定ではありますが、平成30年度からの都道府県単位化により、県が策定した奈良県国民健康保険運営方針によりますと、同じ所得、世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても保険料水準が同じとなることを目指すとされております。

このことから議員のご質問にありますように、国が導入しようとしている未就学児の年齢枠を超えて、小中学生に係る均等割額の減免を町独自で設けることにつきましては、広域化による運営方針と異なること、また少子化対策、子育て支援の充実、医療保険制度間の公平性の観点からも、国の責任と負担によって行うべきものであると考えられることから、現時点での実施は考えておりません。

しかしながら、議員がおっしゃいますように、令和2年6月に全国知事会から出された政策要望の中で、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず全て廃止するとともに、国の責任において子どもの医療にかかわる全国一律の制度を創設することとありますので、本町といたしましても子育て支援の観点から、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 県内で統一ということはあるので、三郷町独自であるというお話、あるいは国の責任で行うべきだというようなことをおっしゃってました。国の責任で行うというのはもっともだと私も思っていますし、そもそも国の財政のこういったところに出すお金をけちっていることが一番の最大の原因やと思っています。

特に国保の加入世帯というのは、非常に所得が低い方が入っている。2016年の調査ですけれども、平均年収は138万円、収入なし世帯が4分の1を占めているということ、そういう状態なのに協会けんぽの保険料に比べると1.3倍になるという、すごい高い保険料になっています。全加入世帯の半数が軽減措置を受けているというような、こういう状況自体が国保税が高過ぎるという何よりの証拠だと思います。このように国保加入者の多くは大変厳しい所得状況を抱えています。さらに昨年からはコロナ禍も加わり、一層生活は厳しくなっていると

思います。中でも高過ぎる国保税の問題の中で、収入のない子どもにも課される均等割というのは特に深刻だと思います。

フランス、ドイツなど医療を社会保険制度で運用している国で、日本のように人頭割保険制度を持つ国というのはほとんどありません。オランダでは人頭割保険料がありますけれども、18歳以下の子どもに対しては国が保険料を負担しているということです。このように日本の保険制度は加入者にとっては大変厳しいものになっていると思います。

子育ての経済的負担というのは、先ほども言いましたけれども、未就学児より年齢が上になるほど大きくなります。そういったことから独自に減免制度を導入している自治体が広がっているということだと思います。

もちろん国の責任で行うべきでありますけれども、その間、それが実現するまでは少しでも自治体として援助をしていくということを考えていくべきではないかなと私は思っています。ということで、ぜひそういうことを検討していったほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

**議長（高岡 進）** 辰巳住民福祉部長。

**住民福祉部長（辰巳政行）（登壇）** 失礼します。神崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

町独自で減免することはないのかというようなご質問なんですけれども、町独自で減免する場合につきましては、その財源については対象者以外の被保険者が負担する場合と、一般会計からの法定外繰り入れを行う場合の2通りが考えられるんですけれども、いずれも税負担の公平性など、国や県が示す方向性にはそぐわないと考えております。また、法定外繰り入れをすることになってしまいますと、国民健康保険制度を利用していない方からすればやはり不公平感が生じることから、法定外繰り入れは避けるべきであると考えております。

また、国保の加入者につきましては、議員おっしゃいましたように低所得の方が相当数いらっしゃいますし、現在はコロナ禍であるということで、非常に生活は苦しいということは認識しております。その件に関しましては、コロナ禍での生活については、引き続き国の財政支援制度を活用した保険税のコロナ減免措置により対応してまいりたいと考えております。

先ほども申しましたが、いずれにいたしましても国の責任と負担において行うべきものと考えていることから、しっかりと今後の国の動向を注視しつつ、国、県に対しまして機会を見てまた要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1 問目の質問は終了しました。

次に、2 問目の質問に移ります。1 番、神崎静代議員。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、2 問目に移ります。ゼロカーボンシティ宣言をしたが、目標策定はということです。

地球温暖化が進み、世界各地で異常な気候変動による問題が起こっていることは、皆さんもよくご存じのことと思います。温暖化による壊滅的な被害を防ぐため、地球温暖化対策の国際的枠組み、パリ協定は、今世紀末の世界の平均気温上昇を産業革命前と比べ 1.5 度までに抑える努力目標を設定しました。そのためには、2030 年までに世界全体で温室効果ガスの排出量を 45%削減し、2050 年までに実質ゼロにする必要があるとしています。

120 カ国以上から 50 年までの実質ゼロの表明が相次ぐ中、菅政権も昨年 10 月、ようやく実質ゼロを掲げました。ところが、30 年度目標は 26%のままだったため、大幅引き上げを求める声が国内外から高まっていました。菅首相も 4 月 22、23 日のアメリカ主催の気候サミットで、やっと 2030 年度の排出量を 13 年度より 46%削減する、従来を大幅に上回る目標を示しました。

5 月 26 日、温室効果ガスの排出を 2050 年までに実質ゼロにする国の目標を明記した地球温暖化対策推進法の改正案が参院本会議で全会一致で可決され、成立しました。実質ゼロの目標は世界の気温上昇を 1.5 度未満に抑えるとしたパリ協定の目標に沿ったもので、今回の改正法の基本理念に位置づけました。

改正法には再エネ導入を促すため、都道府県や中核市以上の自治体に導入目標の設定を義務づける、市町村が住民の意見を聞いた上で、再エネ事業の促進区域などを定めるよう努める、こういった制度などを盛り込んでいます。

三郷町はさきの 3 月議会で、2050 年までに CO2 排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。ゼロカーボンシティを宣言した自治体は、この 1 年半で 4 から 370 に急増しています。

朝日新聞や一橋大学などが昨年 11 月から今年 3 月末までに全国調査をし、370 自治体のうち 40 都道府県と 261 自治体から回答を得ました。それによりますと、宣言した市区町村のうち、再生エネルギーの導入目標があるのは 30%、検討中が 18%、検討したことがないは 47%に達し、再エネ導入が市区町村の政策にきちんと位置づけられていないことを示しています。

こういったことから、三郷町では宣言をしましたがけれども、目標を決められて

いるのでしょうか。決めていないのなら、地球温暖化対策推進法の改正も成立したことであり、決めるべきだと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

**議長（高岡 進）** 水口環境整備部長。

**環境整備部長（水口洋司）（登壇）** 失礼いたします。神崎議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

議員各位もご存じのように、さきの3月議会におきまして「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。これは、SDGs未来都市さんごうとして地球温暖化対策の取り組みを一層加速させ、未来を生きる世代にかけがえのない豊かな自然環境をつないでいくため、2050年までに町内のCO2排出量実質ゼロを目指すものでございます。

また、宣言を後押しする形で、先ほど議員からもありましたように、2050年までの脱炭素社会実現を明記した改正地球温暖化対策推進法が5月26日に成立いたしました。再生可能エネルギーの導入拡大に向け、自治体が促進区域を設ける制度が創設され、官民連携のもと太陽光パネル等再エネ施設導入の普及を加速させるものでございます。

地球温暖化が一因とも言われる近年頻繁に見られる集中豪雨や大型台風の発生は、国内各所に甚大な被害を及ぼしております。本町においても例外ではなく、平成29年10月の台風21号豪雨では、家屋の一部損壊が3棟、大和川の増水や内水氾濫による浸水被害が床上、床下合わせて53棟あったことは記憶に新しいところでございます。

今後も温室効果ガスの増加に伴う水害等の頻発化、激甚化などが予測されており、このような事態は私たちの命や暮らしを危険にさらす気候危機とも言われており、地球温暖化防止対策は世界規模で取り組むべき喫緊の課題であります。

そのような中、本町では、平成30年8月の子ども議会において、未来ある子ども達と一緒にこれからの環境への思いを込めたSDGs環境未来都市宣言を行い、そして令和元年7月にはSDGs未来都市に選定され、全庁挙げて脱炭素へのまちづくりの取り組みを推進しております。

その取り組みの1つである環境省のカーボンマネジメント強化学業の採択を受け、三郷町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改定するとともに、SDGs未来都市計画におけるCO2削減率40%以上の目標達成に向け、両小学校を初め、公共施設6施設について、高効率空調の導入や照明のLED化などの設備更新を行ってまいりました。

また、SDGs 未来都市計画では、再生可能エネルギー発電容量を2030年に5,000キロワットとするKPIを設定しており、グリーンニューディール基金事業や自立分散型エネルギー設備導入事業などの補助金を活用し、給食センターほか9施設に太陽光発電の導入を図るなど、本町として積極的に再エネ施設導入に取り組んでおります。

ほかにもごみ資源化の推進、あるいは再生可能エネルギー導入を拡大するための住宅や事業所への設備導入支援など、皆様とともにCO2削減につながるさまざまな取り組みの推進を図っているところであります。

今後、本町といたしましても、改正法で努力義務とされている再エネ利用促進等の施策と、施策の実施目標を定めた実行計画（区域施策編）になるんですけれども、これを策定するとともに、改正法に伴い創設されたゼロカーボンシティを目指す自治体への支援策も活用しながら、国、県、事業者、民間団体等と連携のもと、2050年までにCO2排出量実質ゼロの社会、脱炭素社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 三郷町では何年前でしたか、再生可能エネルギーの三郷町ではどうするのが可能かということで調査を行い、太陽光ぐらいしかないという結果だったと思います。

2012年には第2次三郷町地球温暖化対策推進実行計画を策定して、今さっきいろいろおっしゃっていた役場とか学校、こういった公共施設などに太陽光発電を設置するといった、そういうような取り組みはなされてきて、そのほかのこともいろいろおっしゃっていましたが、今度の宣言というのがいわゆる公共施設だけの話ではなく、町全体で減らしていこうという話だと思うんですね。だからその計画は今のところないということだったと思いますけれども、それで実行計画を今からつくるというご回答だったと私は今聞いていて思ったんですけれども。

先日新聞を読んでいますと、明日香壽川さんという東北大学教授の方ですけれども、その人によりますと気候変動対策は基本的に省エネと再生可能エネルギーの導入だと。すぐ結果が出るのは省エネです。アメリカでもヨーロッパでも中国でもそれを取り入れていると。既存の建物の省エネを政策にしているところが一番多いと。



日本では、省エネというところ以上は無理だというふうに思われがちですが、まだまだ潜在力がある。今ある建物の断熱強化や省エネ機器の使用、省エネ住宅購入に対する支援などの政策導入が必要です。

また、再生可能エネルギーとしては太陽光と風力が主ですが、太陽光ではメガソーラーをふやさず、屋根置きやソーラーシェアリング、営農型太陽光発電ですが、をふやすことを想定していると。省エネと再エネで温室効果ガスを2013年比で61%、こういうやり方でできますとこの方はおっしゃっています。

それをするために重要なのは、日本政府は革新的技術頼みですけれども、今ある技術を使うことで可能だというふうに言っています。そういう話を参考にして、2050年というのはまだまだ先のものであつという間に来てしまいます。それまでにゼロカーボンを目指すということになりますと、ゆっくり計画を立てて何かしていくというのでは間に合わないと思います。だから何か三郷町でもできることというのを実際計画を立てるのもそうですけれども、走りながらやっていけないといけないんじゃないかなと。急がなければいけないんじゃないかなと思います。

これからさらに進めようと思いましたが、今年度の新規事業としてZEB普及促進事業というのがありますけれども、これは公共的な建物の施設が対象ですけれども、これを一般家庭の住宅にも広げるというZEH(ゼロエネルギーハウス)というのがありますけれども、それですと普通に建てるよりも250万とか300万ぐらい余分にお金がかかります。

どういった設備を導入するかによって補助額は違いますけれども、一応国の支援事業があります。でも、それだけで250万とか300万が達成できるわけではないので、こういったのに補助額を出すとかそういうようなことを考えて、できることから取り組みながら、計画も進めていくというふうにしないと、なかなか2050年までにゼロカーボン達成することは難しいんじゃないかと思えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

**議長（高岡 進）** 水口環境整備部長。

**環境整備部長（水口洋司）（登壇）** 失礼いたします。神崎議員の再質問にお答えいたします。

2050年までにCO2排出量実質ゼロを目指すためにも、CO2削減に向けた現行の取り組みを切らさずに継続しながら、できるだけ早く先ほども申しあげました再エネ利用促進等の施策の実施目標を盛り込んだ実行計画の策定を進めて

まいりたいと思っております。

また、本町の特徴といたしまして住宅が多いということもあります。当然、排出ゼロを目指すためには、住民さんの協力が不可欠だと思っております。広報等を使って地球温暖化防止対策の重要性、それから必要性などを周知することにも加え、既存の再生可能エネルギー導入等の補助事業活用のアナウンス、それからほかにも先ほど議員からもご提案ありましたような新たな戸建て住宅への補助メニュー、例えばゼロエネルギーハウス（ZEH）ですね、これに対する補助金等も今後創設するなど考えてまいりたい。住民や事業者さんと一緒になって、脱炭素社会の実現に一層取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 2問目の質問は終了しました。1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。暫時休憩いたします。再開2時20分。

休 憩 午後 1時58分

再 開 午後 2時20分

**議長（高岡 進）** 休憩を解き再開します。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

**2番（久保安正）（登壇）** 国民健康保険税の2022年度、来年度からの5.45%値上げ計画については、慎重な検討をとということで質問いたします。

三郷町の国民健康保険税は、2024年度からの県統一保険税率、所得割14.48%、均等割5万7,290円、平等割2万8,314円、この県統一保険税率に向けて、2020年度、昨年度に0.57%値上げをし、さらに2022年度、来年度から5.45%、保険税率が統一される2024年度にさらに5.19%値上げをする計画となっております。

県は、2021年4月、今年4月施行の奈良県国民健康保険運営方針で、現在示している統一税率の見直しを行い、2021年3月、さきの3月までに新たな税率を示す予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、県全体の医療費推計について今後の見通しが立たないということで、2017年度に提示されている現在の統一税率のままとするとしています。ただし、状況の変化に応じて随時医療費の推計を行い、適宜修正を行う予定ともしております。

また、三郷町の国民健康保険財政調整基金残高は、2019年度決算で2億4,821万1,000円です。県への納付金に不足が生じた場合には、基金を活用することもできます。

来年度、2022年度からの国保税の5.45%の値上げ計画については、コロナ禍での住民生活の困窮を考慮し、今後の県の統一税率見直しの動向にも留意をして、拙速に行わないようにされてはいかがかと思いますけれども、ご答弁お願いします。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、久保議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

平成30年度の国民健康保険制度の改正に伴い、国民健康保険税は令和6年度に県下で統一されることとなります。それまでの間、市町村は県が毎年提示する標準保険税率などを参考にして、地域の実情に応じた税率改定を行い、県統一税率への移行を実施しているところであります。

本町の税率改定につきましては、令和2年度、令和4年度、令和6年度と2年ごとに実施する計画としており、昨年の令和2年度に1度目の改定を行っております。

議員がおっしゃいますように、県は新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の県全体の医療費推計について見通しが立たないとしつつも、平成29年度に見込んだ推計値に基づき、県統一税率の見直しを保留しているため、本町の現行税率と令和6年度の県統一税率による差異は、現在税収ベースで約10.64%となっております。

このような県の動向の中、現在のところ新型コロナウイルス感染症の影響による税率の下方修正を県が行う見通しは不確定であり、また令和4年度の本町税率改定時に国保の財政調整基金を活用するなどし、税率の据え置き、または令和2年度と同様に改定幅を小さく抑えた場合、今後県が行う医療費推計の見直しの内容次第では、令和6年度の税率改定時に大きく引き上げることになることも想定されます。

また、令和元年度に開催いたしました三郷町国民健康保険運営協議会においても、急激な負担増は避け、できるだけ緩やかな税率改定となるようにとの答申をいただいていることから、令和4年度の改定では一定程度の税率引き上げを行うことが必要かと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した国保の被保険者につきましては、引き続き国の財政支援を活用した保険税のコロナ減免措置により対応してまいります。

今後におきましては、県の医療費推計見直しの動向を注視しつつ、激変緩和との両立を図りながら、例えば令和5年度にも改定を行うなど、改定の頻度や改定率、基金の活用なども含めて、国民健康保険運営協議会に諮りながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁いただきましたけれども、計画引き上げの予定となっている来年度からの5.45%には余りこだわらないというふうなニュアンスで私は受け取りました。

国民健康保険は、先ほどから出ていますけれども、2018年度から県も保険者になり、町は県に納付金を納める制度に変更になりました。この制度になってからの2年間、2018年度と2019年度の県の国民健康保険事業特別会計の決算が出たわけですが、この決算を見ますと最初の年の2018年度の決算では、財政調整基金残高2億6,505万4,000円です。2年目の2019年度の決算では、11億1,892万9,000円ふえて、財政調整基金残高は13億8,398万3,000円。さらに2019年度決算の歳入、歳出の差引残高7億9,153万7,000円も2020年度に補正で全額基金に積み立てて、基金残高は21億7,552万円となっています。県は、制度が発足した2年間で2019年度県全体の納付金総額355億768万9,000円に対し、6.13%に当たる基金を既に積み増ししております。

一方、三郷町の国保会計ですけれども、県に納付金を納める制度に変わった2018年度決算は、財政調整基金の増減も含んだ単年度収支は544万5,000円の赤字、次の年の2019年度は1,840万7,000円の黒字となりました。保険税は、この間ほぼずっと据え置きで来ているわけですが、据え置きにしたままにもかかわらず、収支がほとんどとんとんだった。その理由は何か。県に納付金を納める制度の制度変更、その前の2017年度と変更後の2019年度の決算を比べると、国保税額は4億6,114万2,000円から4億2,991万2,000円と、3,123万円減となっています。その一方で保険給付費を見ると、17億4,086万3,000円から15億7,040万8,000円と約1割、1億7,045万5,000円の減となっています。

私は、納付金制度に変更する前と後で比較して、国民健康保険税は減っている、けれども、給付費も多く減っている。このことが影響して、三郷町の国保会計

はほぼとんとんで来たのではないかというふうに推測しています。

2020年度、国保税を0.57%少し引き上げましたが、次の9月議会に2020年度の国保税の決算が出ると思うのですけれども、担当課に聞いたところ、決算見込みはそこそこの黒字見込みと聞いております。このことから、町が県に納付金を納める制度に変更されて3年間、保険税はほぼ据え置きになったものでも、国保会計は赤字にならなかったということが示されていると思います。

先ほども申しあげましたけれども、三郷町の国保の財政調整基金残高は2019年度決算で2億4,182万2,000円です。ちなみに県への納付金は決算額で見ると2018年度は5億6,292万4,000円、2019年度の決算額は5億6,034万9,000円です。

2020年度、これまで決算が出ていませんから、県の納付金の予算額は5億8,157万6,000円、2021年度は県繰入金2号分を除いた実質額で5億6,336万2,000円です。仮に国保税を値上げしなかったために、会計が幾らかの赤字になったとしても、県への納付金については基金を充てた対応で数年間は十分対応できるというふうに思います。県も県全体の医療費について、状況の変化に応じて随時推計を行い、適宜修正を行う予定、このように言っているわけです。来年度からの国保税の5.45%の値上げ計画については、事態の推移を見きわめて、慎重に行う必要があるというふうに思います。

先ほどの部長の答弁は、5.45%にこだわるものではないというふうにとったんですけれども、そのこともあわせてご答弁を。

**議長（高岡 進）** 辰巳住民福祉部長。

**住民福祉部長（辰巳政行）（登壇）** 失礼します。それでは、久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

久保議員のほうから令和4年度の税率については、5.45%の引き上げというのは私の答弁からはこだわっていないというようなご発言があったんですけれども、答弁としてはそのように申しあげたことはないんですけれども、まず前提といたしまして、やはり令和6年度に県統一の税率を示されております。やはりそれに従って町としてもしなければならないという前提がある中で、先ほども神崎議員の質問の際にも申しあげたんですけれども、国保税の税率については、奈良県の国民健康運営方針に同じ所得、世帯であれば、県内のどこに住んでいても保険料水準が同じとなることを目指すということがされております。このことから、また国民健康保険の運営協議会におきましても、急激な負担増は避け、でき

るだけ緩やかな税率改定となるようにとの答申をいただいていることから、被保険者の負担とならないように、また先ほど議員もおっしゃったように、県の医療費の推計をしっかりと注視しながら、慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、国保税につきましても、運営協議会での意見を踏まえて税率を決定することから、先ほどと重複しているんですけれども、急激な負担増を避けるため、激変緩和との両立を図りながら、また決算見込みの状況や改定の頻度、また改定率、そして基金の活用なども含めて、それらを総合的に勘案し、運営協議会に図りながら、慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再々質問を許します。

**2番（久保安正）（登壇）** 今、部長から答弁いただきましたけれども、2017年度に県が示した統一保険税率、所得割で14.58%、均等割で5万7,290円、平等割2万8,314円で、これに対して県は3年後に見直すということを行ったわけですね。それがコロナ禍でできなかった。だから来年度からの5.45%、5.45%は県が示した統一保険税率に行くための値上げ幅ですね。そこに見直しが行われなかったから、県は適宜見直す考えはありますよということを行っているわけです。ですから、来年度5.45%にこだわってやる必要はないんじゃないですかと私は申し上げたんです。

どう変わるかわからないからこだわる必要はないんじゃないかと申し上げている。決めたことがあるからそのとおりに行くというのは、今のコロナ禍の中で恐らく医療費はかなり抑制されている、給付費はかなり抑制されていると思いますが、含めて申し上げている次第です。

今コロナ禍ということでも出ましたけれども、収入減などで国保の加入者で生活に困窮している人もいます。コロナウイルス感染症にかかわる国保税の減免が行われていますけれども、制度ができてから5月1日までの累計で廃業、失業、収入減で41件、減免額で892万900円、1件平均で21万7,583円、コロナウイルス感染症にかかわる国保税の減免が行われています。また、コロナにかかって国保傷病手当金を支給された加入者も2名おります。

コロナじゃなくても国保税が今でも本当に高いというのは衆人が一致するところだと思います。重ねてですけれども、来年度からの国保税の5.45%値上げ計画については、固執せずに事態の推移を慎重に見きわめて検討すべきだと思います。

ます。

以上意見を申し上げて、質問を終わります。

**議長（高岡 進）** 池田副町長。

**副町長（池田朝博）（登壇）** 失礼します。久保議員の再々質問にお答えをしていきたいと思うんですが、議員もおっしゃっていますように、県が基本的に医療費の総額をつかんで、それに基づいて県全体の保険税を算出する。それが動くやもしれへんからということで、変動した場合は各市町村にお知らせしますよということで聞いてはおります。

しかしながら、コロナの関係もあつたんでしょうけれども、全く今の段階でどう見直すのか、随時見直すということを行っているようではございますけれども、何の指針も出てきていない。ということは、我々として動けるのが、以前に標準税率等を示された額が今でも生きているものとして考えざるを得ないと思うんです。それが令和6年度にある以上、それぞれの市町村がそこに向けて市町村の事情に応じた保険料、保険税で調整を図っていかなあかん。

そんな中、三郷町の国保運営協議会の委員の皆さんから、急激な変動はやめてね、それだけは勘弁してよという切なるご意見があつたものですから、じゃ令和2年の改正のときにはここでおさめましょう。ただ、ここで抑えたからには、もし最終的な税率が変わらへんかったら、後々またそれにすり合わせに行かなあきませんよというご意見も当然申し上げての税率改正でした。

したがって、先ほど久保議員のほうから過去の県全体の基金の状況であるとか、また医療費総額、それに基づいた統一税率の改正があれば、当然それを念頭に入れて、そこにすり合わせていくような税率改正は必要かというふうに思っていますけれども、それが示されていない現時点においては、やはり当初県から示された数字がある一定、目標値だと考えざるを得ないということから、辰巳部長のほうからも5%余りを足りないと言っているわけではないというのはその辺やと思うんです。

だから何もかも不確定である要素がまだ多過ぎると思いますんで、その点も見きわめた上で、また国保運営協議会の委員の方々のご意見も頂戴しながら、しっかりとその辺は町として判断を下していきたいなというふうに思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

**議長（高岡 進）** 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。2番、久保安正議員。

**2 番（久保安正）（登壇）** 2 問目の質問に移る前に、今、副町長から答弁いただきました。ありがとうございます。納付金約 5 億 6, 0 0 0 万ですね。そうしますと、5 % というのは 2, 5 0 0 万から 3, 0 0 0 万の間です。基金が 2 億 4, 0 0 0 万あります。そういう意味で、上げなくても二千数百万で済むんですから、十分対応ができるんじゃないかというのを私は申し上げたつもりです。2 問目の質問に移ります。

A I（人工知能）顔認証・画像認識による見守り・防犯システム社会実装の人権侵害のリスクはということで質問させていただきます。

今年 3 月に策定されました三郷町スマートシティ基本計画で、町は 3 年後の社会実装に向けて、1 つ、防犯カメラの映像から A I 顔認証により、あらかじめ登録された者を自動検出する見守り支援システムの実証実験、2 つ、A I 画像認識により、不審者や不法侵入の場面等を自動で検知する防犯システムの実証実験、3 つ目、防犯カメラのカバーエリアを拡大するため、自動運転車両に搭載した移動式の防犯カメラによる A I 顔認証、画像認識の実証実験、これを来年度までに実施をする、このように 3 月策定されました三郷町スマートシティ基本計画で述べております。

欧州連合（E U）は、さきの 4 月、A I の利用ルールを定める規制案を発表し、警察その他の公的機関が公共の場で市民をカメラで監視し、顔認証など生体認証システムで個人を識別する行為を禁止事項の 1 つとして挙げている、このように報道されました。

菅政権が推進しているデジタル社会化は、個人情報利活用一辺倒で、プライバシー権保護の視点が極めて薄い、私はそのように思っております。

町が 3 年後に社会実装しようとする A I 顔認証、画像認識を使った先ほど申し上げた 3 つのシステムは、人権を侵害するリスクはないのか。また、プライバシー権を保護するための具体的な方法はどのように考えているのかお答えをお願いいたします。

**議長（高岡 進）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。それでは、久保議員の 2 問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員のご質問にありますとおり、顔認証や画像認識は、プライバシーの侵害や監視社会を招くおそれがあることから、E U では A I 利用に関する規制案をまとめ、その中に警察等が顔認証などの生体認証技術を使い、公共の場で住民を



常に監視することを禁止しようとしております。

しかし、その一方、成田空港や羽田空港では、航空機への搭乗者が所定の手続で顔写真を登録すると、空港でその後の手続において顔パスで通過できるようになるとともに、接触なしで手続ができるため、新型コロナウイルス感染症対策としても有効であると言われております。そして、これらの実証実験が本年4月からスタートしており、7月より本格運用が予定されております。

そして、本町では今回、内閣府が実施する未来技術社会実装事業に採択されたことから、奈良学園大学三郷キャンパスをエリアとして、4Kカメラ等で撮影した高精細な画像の伝送が可能かどうか、また4Kの防犯カメラが設置された自動運転車両が移動しながら撮影した画像の顔認証、画像認識の精度がどの程度あるのかといったことについて、いかにローカル5Gの機能が活用できるのかを検証していくものであります。なお、これらの検証につきましては、撮影する方々の同意を得た上で実施するものであります。

今後、これらの社会実装に取り組んでいくには、個人情報保護法などに基づき、人権侵害、プライバシーの侵害に配慮する必要があることは、町としましても十分認識しているところでございます。

現在、国のガイドラインでは、顔の画像等を取得する場合、個人情報に当たることから、あらかじめ利用目的を特定し公表する。または取得後、個人に対し公表、通知が義務化されております。それらを踏まえ、子どもや高齢者などの見守りを顔認証より行う際は、本人や保護者などの同意を必ず得た上で実施してまいりますので、人権侵害のリスクはございません。

また、プライバシー権を保護するため、撮影した画像データが不要な場合はすぐに削除し、データを伝送する際は暗号化するなど、個人情報の保護に努めてまいります。

今後進めていく中で、もちろん多くの課題はあると思いますが、問題点を洗い出し、しっかりと見きわめた上で、個人情報保護を遵守し、有効な防犯対策に努めてまいりたいと考えております。そして、住民の方々が安心・安全に暮らせるまちづくりにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**2番（久保安正）（登壇）** 今、部長が答弁の中で空港での、当然本人の同意のもとに行われるということで、EUのAIの規制案の中でも、例外的に本人が認めた場

合は、例外ですよということは当然規定があります。原則としては公共の場で監視するのはだめですよというんですけれども、例外として個人が認める場合、これは例外として認めますよ、これは当然のこと。別に言うこともない、当たり前のことだと思います。

今も出ましたけれども、EU、欧州連合は、個人情報保護を抜本的に強めた一般データ保護規則の制定を初め、社会のデジタル化に伴って人権を守る法制度の整備を進めています。AI規制もその一環です。

イギリスで警察の顔認証捜査を違法とする判決が出され、またアメリカでも顔認証捜査が誤認逮捕を誘発すると指摘され、IT大手のIBMやマイクロソフトなどは、顔認証技術の警察への販売停止を宣言しております。こういう流れを受けて、EUはAI規制案で警察その他の公的機関が公共の場で市民をカメラで監視し、顔認証など生体認証システムで個人を識別する行為を原則禁止としているのです。

日本でも政府の総合イノベーション戦略推進会議が2019年に、人間中心のAI原則を決定し、AIの利用は憲法及び国際的な規範の保証する基本的人権を侵すものであってはならない、このように決定しております。しかし、このことを受けても政府は、規制の具体化に積極的ではなく、当然のことながら法的整備も全く行われておりません。

町が予定している防犯カメラによるAI顔認証、画像認識の実証実験やその後の社会実装が人権が守られないAIの使い方にならないよう強く求めておくものです。

ところで、先ほど部長から見守りシステムについては答弁がありましたけれども、AI顔認証、それから画像認識でやろうとしている3つの実証実験、社会実装ですけれども、見守りシステムについては先ほど答弁があったかと思うんですけれども、あと2つ、防犯システムと自動運転車両に搭載した移動式の防犯カメラによるAI顔認証、画像認識システムについては答弁がなかったかと思います。お答えをお願いいたします。

**議長（高岡 進）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。それでは、久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど見守りシステムにつきましては、もちろんあらかじめ登録した顔データということで、問題ないかということでお答えさせていただいております。

2つ目に不審者、不法侵入者の検知といったところがあります。確かにその方に先に登録できるわけではございません。この場合、この内容につきましては、技術的にまだ確立がそこまでされたものではございません。これをどこまでできるかというのは未定なところがありまして、そのあたりをしっかりと、この検証の中で見きわめていきたいということを考えております。

課題のほうは確かに多くあるかと思いますが、欧米等の動向が進んでおりますので、そのあたりを注視させてもらって、進めていきたいと考えております。

不審者の行動というのはどういうものかと申しますと、行動の変化を見るようなものでありまして、塀を越えていくといったものを検知するということで、顔認証で判断するといったものではございません。これらをどこまで実装につなげられるかといったところも含めまして、これからのところであると思っております。

それから、移動式カメラにつきましても、5Gの内容がどこまで使用できるのか、どの程度精細な画像を提供できるのかといったところをまずは実証実験で確認させていただいて、それからできる範囲での実装をしていくものでございます。

ただ、久保議員おっしゃるように、もちろん法令を遵守して進めていくところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁いただきましたけれども、防犯システムと移動式防犯カメラによるAI顔認証、画像認識システムについては、技術的にまだ確立されていない部分がある、事業の具体化がまだはっきりしていないという答弁かと思えます。

AI顔認証による見守りシステム、これについてはかなり具体的なところで行けるんじゃないかというふうに受け取るんですけれども、この見守りシステムですけれども、町内全域に拡大されたとしても、有効に機能するのは防犯カメラ、監視カメラ、町が設置しているのが三郷町内で27カ所でしたか、28カ所ありますね。町内に設置されているわけですけれども、見守りシステムが町が設置している監視カメラ、27カ所の部分に全域に拡大されるとしても、有効に機能するのは町内の市街化区域だけです。

例えば認知症の方が町外に出たり、例えば山の中に入ったりしたら、このシステムは機能しなくなるのではありませんか。局地的、限定的、この見守りシステ

ムもそういうものじゃないんですか。

自動運転走行やローカル5Gネットワーク構築も含んだ、先ほど部長が言いました未来技術社会実装事業経費の合計は1億9,870万円を見積もられています。財政面から見ても慎重な検討が必要だと思いますけれども、最後いかがでしょうか。

**議長（高岡 進）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** それでは、久保議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今、久保議員おっしゃるように、全域をカメラで網羅するとかなりの個数になって、当然財政的にも問題があるのではないかと、それはもちろんあると思います。現在ついております防犯カメラの箇所数といいますと、当初は子どもの見守りといった面で通学路に設置されております。それで子どもの見守りについてはかなり盤石になるのではないかと思います。

そしてまた、町外へ出ていくというところを懸念されている部分なのですが、次につけさせていただいたのが町からそこへ出ていく道路を中心に、町外に出るところを監視する、町内外の出入りを監視するといった意味合いで防犯カメラをつけたという経緯がございます。

ただ、山の中までと言われますと、このあたりは非常に厳しいところがございますが、基本的には町外への道路から出ていく方につきましては、そのカメラで必ず検知できるものであると考えております。

市街化区域全域というのはなかなか難しいところもございます。あとは三郷町内には商店等が少ないというところがありまして、そのあたりのカメラの数が少ないという事情もございます。そういったところでこれから自治会等の防犯カメラ等も普及していったところもございますので、そういったところにも期待しているところでございます。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 2問目の質問は終了しました。2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結します。

3番、南真紀議員、一問一答方式で行います。

**3番（南 真紀）（登壇）** 小学校、中学校は35人学級の継続をとということで一般質問させていただきます。

今年3月に国会で小学校における35人学級の実現への法案が成立いたしましたし

た。国は、5年間かけて35人学級とのことですが、全国的にもコロナ禍を踏まえ、密を避けるためにも、教職員や保護者から学校こそ安全な場所にと、一日も早く少人数学級をなどという声が上がりました。

三郷町議会でも昨年、「義務教育全学年で1クラス30人以下の少人数学級を実現することを求める意見書」を全会一致で可決いたしました。

群馬県では、この春から全国に先駆けて小学校、中学校で35人学級が実現いたしました。奈良県内でも河合町が35人学級を実現したと報道されました。

三郷町は、今年、小学校、中学校とも特別支援の生徒も含め35人学級となっています。もしこの後、子どもの人数が1クラス36人以上になった場合、町で先生を雇用するなどして、今後も35人学級をぜひ継続してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（高岡 進）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** 失礼します。それでは、南議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

公立小学校の1クラス当たりの定数を35人以下に引き下げ、全ての学年でいわゆる35人学級を実現する改正義務教育標準法が令和3年3月31日に可決されたところでございます。

本改正は、ソサエティー5.0時代の到来や子ども達の多様化の一層の進展、今般の新型コロナウイルス感染症の発生等も踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、公立小学校の学級編成の標準を引き下げるものであります。

公立小学校の1学級当たりの定数は、既に1年生が35人以下となっておりますが、改正義務教育標準法は2年生から6年生についても、40人以下から35人以下に引き下げるものであり、まず令和3年度に2年生を35人以下として、段階的に6年生まで引き下げ、令和7年度には全ての学年で35人学級を実現するものであります。

なお、本町の令和3年度の小中学校の学級編成につきましては、教職員定数の配置基準及び少人数加配配置基準に基づき配置された県教職員に加え、特別支援担当講師を町が雇用することで、国の基準であります通常学級での35人以下ではなく、特別支援学級に入級している児童生徒も含めて、全ての学級で35人以下の学級編成を実現することができております。

また、本町の小学校では、障がいのある子どもが地域社会の中で積極的に活動

し、豊かに過ごせることや、同世代の子どもや地域の方々との交流等を通して、地域での生活基盤を形成するため、可能な限りともに学ぶことを目指すというインクルーシブ教育の理念を重要視し、特別支援学級に入級している子どもも通常学級でともに学べるよう、取り組んでいるところでございます。

以上のことから、今後におきましても、SDGsの理念に基づき、誰一人取り残すことなく、全ての子ども達の可能性を引き出し、その成果を中学校を初め高等教育、地域社会へとつなげていくため、継続して小中学校35人以下学級を編成できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。3番、南真紀議員。

**3番（南 真紀）（登壇）** 小学校、中学校のトイレに生理用品の配置をということで一般質問させていただきます。

現在、コロナ禍での経済的困窮で女性が生理用品を買えなくなるなど、そういう問題があると、日本だけではなく、世界各国で生理の貧困が起きていると新聞やテレビなどでも報道されています。

三郷町ではホームページに、4月30日からコロナ禍における女性の負担軽減への取り組みということで、役場などでの生理用品の配布が7月30日までと期限つきで始まりました。

また、小中学生の場合は、自分で買うのが恥ずかしいとか、例えば父親だけのひとり親家庭とかなどの場合でしたら、そういうときに親に頼むのが恥ずかしいとか、それから親が買ってくれないなどという理由で、コロナ禍とは関係なくとも生理用品の入手が困難となっている実態があるそうです。

これまでも学校ごとに緊急用の生理用品を保健室で配布していましたが、生理のことを口に出せなかったり、保健室までとりに行けずに困っている児童生徒に配慮する必要があるとして、神奈川県大和市などのように、トイレへの生理用品の設置を始めた自治体が今ふえてきています。三郷町でも学校のトイレに生理用品を設置できませんか。

**議長（高岡 進）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** 失礼します。それでは、南議員の2つ目の質問にお答えさせていただきます。

通常、生理用品は1袋数百円で購入できますが、生涯で生理用品にかかる金額

は50万円以上と言われており、コロナ禍の中、経済的理由等で生理用品を購入できない、または入手できない、いわゆる生理の貧困が全国的な問題となっております。

韓国では平成28年から低所得者層やひとり親世帯の満11歳から18歳の女性に対して、1人当たり年間約1万2,000円を生理用品購入費として支援されているほか、スコットランドでは令和2年11月に生理用品を無償で提供する法案が成立されました。

国内におきましても、生理に関する啓発などに取り組む民間団体が国内の高校、大学、大学院、専門・専修学校等に在籍している過去1年間で生理を経験したことのある約670人を対象に行われました日本の若者の生理に関するアンケート調査では、5人に1人が経済的な理由で生理用品を買うのに苦労した、約6割がテストや受験を休んだ、買ってもらえず家にある介護おむつをつけた、親に汚いと言われ買ってと言えなかった、交換する頻度を減らし、1日2回だけしか交換しない、毎回トイレットペーパーを使って節約したなどの結果が出ております。

この結果をきっかけに、自治体がNPO法人などに委託して、女性への支援事業を行う場合に活用できる地域女性活躍推進交付金の使途に生理用品の提供が追加されたように、これまでの状況がコロナ禍による経済状況の悪化でさらに深刻化したと考えております。

本町ではこの件について重要視するとともに、3月中旬に高田議員からコロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望がありまして、各課がどのように対処するかを検討いたしました。結果、この件が町全体で受けとめる相談体制、いわゆる重層的支援体制整備事業に該当するものと考え、4月中旬に社会福祉協議会が中心となり、町関係部署が集まり、協議を行いました。その後、4月下旬から早々に役場1階の住民福祉課を初め社会福祉協議会、こども健康課で配布を行いました。また、小中学校におきましても、町関係部署での協議の際、単に配布するのではなく、生徒児童の心のケアが重要との意見がありましたので、生理用品の使用に係る衛生面及び数量の管理面も考慮しまして、保健室での養護教諭による直接配布を行い、生徒児童を見守る体制づくりを整えております。

議員おっしゃる経済的理由以外で恥ずかしくて言えない子ども達への対応といたしましては、小学校での性教育や中学校での保健の授業で、気軽に生徒児童が受け取りに行けるように指導していただけるよう、各学校にはお願いしております。

以上のことから本町では、単にトイレに設置するのではなく、直接配布することで児童生徒の家庭等背景にある困り事を聞き取れる1つのきっかけづくりの場として、内容によっては担当部署との連携を図るなど、重層的支援としてつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**3番（南 真紀）（登壇）** ありがとうございます。今答弁いただきました三郷町の保健室に子ども達がとりに来るということで、先生とのコミュニケーションということで家庭環境とかの実態把握に取り組もうといった考え方、それも1つの考え方として確かに一理あると思います。困り事の聞き取りと今おっしゃっていただきました。そういったことの聞き取り調査ということでも一理あるかと思えます。

ただ、今管理面のことをちらっとおっしゃいました。トイレに置くというのは、確かに管理面などで心配があるのかなと今ちらっと思いました。そういうことで先生とかがいなないトイレということで、そう思われているかもしれませんが、神奈川県の大和市は4月26日からもうトイレに設置されております。そして、東京都品川区は4月6日から設置しております。そして、東京都多摩市は3月17日から設置が始まっております。千葉県君津市は4月19日から、そのほかもありましたら、ちょっと一遍、学校のトイレに既に設置されているとのことなので、教育委員会に設置後の状況を調べていただきましたが、その結果を教えてくださいいただけますか。お願いいたします。

**議長（高岡 進）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** 失礼します。それでは、南議員の再質問にお答えさせていただきます。

小中学校のトイレに設置している、今おっしゃった自治体の詳細ですけれども、まず神奈川県大和市では、本年4月26日から主に小学校5年生から中学3年生が使用するトイレに設置しておりますが、個室ではなく手洗い場等の供用する場所に設置しております。数量管理は学校に一任されており、設置後一気に不足する等の報告は受けていないそうです。

次に、東京都品川区では防災備蓄用品を活用しており、公共施設全体で配布するとともに、本年4月6日から小中学校のトイレに設置しておりますが、個別ブースに棚がないトイレは、洗面台に箱を置いて設置しております。しかしながら、防災備蓄品を活用しているため、今後学校トイレ分が不足しても補充できない可



能性もあり、教育委員会で予算化するかどうかを検討されているとのこと。

なお、トイレへの設置は、緊急で困っている場合を想定し、まとめて必要な場合は保健室で配布しており、トイレへの設置後、先ほどの神奈川県大和市とは逆に減りが早いそうです。

次に、東京都多摩市では、本年3月17日から設置しており、箱に入れて衛生管理をされております。1週間ごとに養護教諭が確認して、困っている児童生徒のため、15個入りパックの持ち帰りも可能とのこと。保護者からも問い合わせがあり、家庭で足りない場合でも、児童生徒を通じて持ち帰れるよう配布されております。4月からは市民向けに公共施設でも配布されております。

次に、千葉県君津市では、本年4月19日から設置しており、個室か洗面台かは学校に一任されております。また、レジ袋ストッカーを学校に配布し、用品を1個ずつとれるようにしており、管理は養護教諭が行っております。今後、庁舎等公共施設でも設置できるよう検討されているそうです。

最後に、愛知県東郷町では、本年3月に開催された子ども議会での小学校6年生の提案がきっかけとなり、5月25日より小学4年生から中学3年生が使用するトイレに設置されております。フックと箱は教育委員会で準備し、用品約4,000袋の購入費用は、地元の東郷町工業団地協同組合からの寄附金50万円を利用されており、今後の購入の有無は検討されているそうです。

以上が小中学校のトイレに設置している一部自治体の状況でございます。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再々質問を許します。

**3番（南 真紀）（登壇）** ありがとうございます。今お答えいただいた結果について、問題なく進んでいるなと思いました。

先ほども答弁にありましたが、愛知県の東郷町の場合は、子ども議会で小学6年生の子ども議員が取り上げたのがきっかけなのだそうです。提案は、生理用品を学校のトイレの個室に常備していただければ、小まめに交換でき、心も体も健康になると思いますとのこと、生理の貧困に加えて、生理用品を持ち歩くのが恥ずかしく、夜用の大きなナプキンをつけたまま、学校で一度も交換していない人がいると聞いたということが彼女の提案理由の1つだったそうです。

確かに小まめに交換しようと思ったら、しょっちゅう保健室にとりに行かなければなりません。トイレにあれば、そのような気を遣わずに済むはず。また、元気な女の子が保健室に生理用品をしょっちゅうもらいに行くのは、友達にどう

したのと聞かれたり、内緒にしておきたくてもそれもできずに、生理とばれてしまうのが嫌だという思春期の子ども達の気持ちに配慮が必要だと思います。管理については、神奈川県大和市は子ども達にも管理を任せているようで、教育の面でも子ども達を信頼して任せるのはよいことだと思います。

今、三郷町でもSDGsのまちであります。SDGsではジェンダー平等と言われております。その観点からも生理は女性だけの問題ではなく、社会全体の問題として捉えていくべき問題です。日本では、誰もがトイレットペーパーを持ち歩くことなく、安心してトイレに入れます。ぜひトイレットペーパーがトイレに当たり前にあるように、学校のトイレに生理用品を置いてあげてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（高岡 進）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** 失礼します。南議員の再々質問にお答えさせていただきます。

南議員から質問いただいた後、本町の小学校、中学校の3校の養護教諭にどのような方法がいいのかということで確認させていただきました。その結果、中学校ではトイレに置くのは管理方法を考えていかなければならない、また生徒の状況がわからない、三郷小学校ではトイレにあると持ってこなくなる児童がふえるのでは、三郷北小学校ではトイレに置くことは管理が難しい、水をまいて掃除をするので濡れたり、古くなったりする、人が触ったものを使うことにちゅうちょする児童がいるということで、トイレに設置することに対して否定的な意見を頂戴しております。

このように学校現場におきましても、私の最初の答弁のとおり、やはり単に配布するのではなく、生徒児童の心のケアが重要と考えておりますので、今後も引き続き直接配布を行い、児童生徒の家庭等背景にある困り事を聞き取る1つのきっかけづくりの場として対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 2問目の質問は終了しました。3番、南真紀議員の質問は以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開3時45分。

休 憩 午後 3時25分

再 開 午後 3時45分

**議長（高岡 進）** 休憩を解き再開します。

それでは、9番、木口屋修三議員。

**9番（木口屋修三）（登壇）** 議長のお許しをいただきましたので、無電柱化ということで質問させていただきます。

子どもからお年寄りまで、誰一人取り残さない住みなれた町で、いつでも安心して心豊かに暮らし続けることができるまちづくりを計画の理念に掲げて、災害に強いまちづくりを図り、子どもからお年寄りまで全ての町民が安心して暮らせるよう取り組んでおられます。その観点から、このまちづくりに関して質問させていただきます。

避難場所も指定し、迅速かつ安全な避難が可能になるよう、避難経路を整備する必要もあると思います。地震等の災害時の避難路や緊急輸送路の確保については、沿道のブロック塀や建物の耐震化への取り組みが図られているところがございます。

そこで安全なまちづくりにとってとても重要となってきます電柱の耐震対策はどのようになっているのでしょうか。阪神・淡路大震災で数千本にも上る電柱が倒壊し、緊急車両の通行を妨げ、現場到着をおくらせました。また、熊本地震においても傾斜、倒壊した電柱が住宅の密集地の道路を塞ぎました。倒壊した電柱によって家が破損したり、電柱の撤去に時間がかかり、被災者の救出におくれが出るなど、電柱がなければ起こらなかった二次災害の被害に多くの被災者が遭遇しております。これらの二次災害は復旧の妨げとなり、その後の生活に大きな影響を与えます。このことから電柱の危険性は大きく、安全・安心なまちづくりを目指す上で、道路の無電柱化もあわせて考えていく必要があると思っております。

また、電柱があることで車幅が狭くなり、歩行者は歩きにくく、自動車が来たとしても危険です。車幅が狭いところにもかかわらず、電柱によってさらに狭くなっています。無電柱化により歩道が広く使え、ベビーカーや車椅子の人も安全に利用しやすくなり、歩行空間のバリアフリーという観点からもメリットがあると思います。工事費などが多額になるために、国、県への働きかけもしていく必要があると思います。

今後、災害に強いまちづくりをつくる上で、無電柱化を進めていく必要があると思います。町のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

**議長（高岡 進）** 水口環境整備部長。

**環境整備部長（水口洋司）（登壇）** 失礼いたします。木口屋議員のご質問についてお

答えいたします。

ご質問の中にありましたように、阪神・淡路大震災クラスの大地震が発生した場合、電柱の倒壊により避難経路の寸断や緊急車両の通行の妨げ、避難所への物資運搬の停滞など、被害をさらに拡大させる要因となり得ます。また、無電柱化を行った場合、災害に強いまちになるだけではなく、電線や電柱が地上からなくなることによる景観向上や道路の有効幅員が広がることによる通行の快適性向上など、さまざまなメリットが期待できます。

その一方で、無電柱化は整備コストが高く、電線共同溝による整備では1キロメートル当たり5.3億円もの費用がかかるという試算も出ています。また、停電等が発生した場合、架空線に比べ断線箇所の調査や修理に倍以上の時間がかかり、特に狭小道路等での作業スペースの問題などがデメリットとして挙げられております。

電柱などの設備は、自治体で設置、管理しているものではなく、電力会社や通信会社が設置管理する設備であり、施工に当たっては電力会社等の負担も発生することから、無電柱化を急激に推し進めた場合、電気料金や通信料金にはね返ってくることにもつながりかねません。

また、自治体が国の補助金等を活用し、無電柱化事業を実施することも考えられますが、莫大な費用を要することから、費用対効果や事業の優先性など、住民の理解が得られるかという問題もございます。

とはいうものの、海外を見渡しても、ロンドンやパリなどは無電柱化率が既に100%となっており、我が国では比較的整備が進んでいるとされている大都市の東京23区で8%、大阪市で6%、奈良県においては県管理道路で0.7%、市町村道路で0.1%と、無電柱化に関してはかなり立ちおくれていると言わざるを得ません。

このことから、平成27年10月に設立された無電柱化を推進する市区町村長の会では、国の無電柱化施策を推進するため、本会を通じた要望活動を実施し、平成28年12月に無電柱化の推進に関する法律が施行されております。本町は本会の設立当初から会員に名を連ね、無電柱化の必要性を訴えてきたところでもあります。

現在、奈良県においても法律の施行に伴い、令和元年10月に奈良県無電柱化推進計画が策定され、道路の無電柱化に向け、まずは災害時の緊急輸送道路や市町村が選定する避難路について、無電柱化を優先的に進めていく方針が示されま

した。奈良県ではこの推進計画期間中、計画期間は5カ年であります。この期間中に防災の観点に基づき、無電柱化事業に着手する箇所は、事業中も含め国道168号の緊急輸送道路2カ所、約15キロの整備を予定されております。

本町におきましても、無電柱化のメリットは大きいことから、将来的に新設道路の築造や大規模開発など、タイミングが合えば進めていければと思いますが、周辺自治体の動向も注視しつつ、本町の財政状況、電線等管理者や地域住民の意向等も踏まえ、今後検討できればと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

9番（木口屋修三）（登壇） ご答弁いただきまして、ありがとうございます。歩行空間のバリアフリーにもメリットがあり、安心・安全で災害に強いまちづくりには無電柱化は必要になってくると思います。

今答弁にもありましたように、多額に費用がかかる、それから国とか県、関連企業体さんと積極的に働きかけをしていただき、タイミングが合えばやっていただくことが重要かなと思っております。無電柱化は、答弁にもありましたように、景観、それから災害にも強いまちづくりの一環として進めていく必要があると思いますので、ぜひ積極的に進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問は終わります。以上でございます。

議長（高岡 進） 9番、木口屋修三議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、私からは学校外の学習にかかる費用の助成についてということで質問させていただきます。

冒頭にですけれども、今回通告書のほうにも記載がございましたので、訂正しながら質問のほうさせていただきます。申しわけありませんでした。

さて、三郷町では令和3年3月に子どもの実態調査を行い、結果を発表しました。その中の親が経済面で子どもに与えられなかった経験を問う設問では、経済的な要因により子どもを学習塾に通わすことができなかったという経験をしたことのある方は、全体で3.8%となっています。さらに、これを世帯の困窮度別に見ると、困窮度が最も高い困窮度Ⅰの世帯については、ここから少し訂正いたしまして、困窮度Ⅰの世帯については17.6%の世帯がそのような経験をされています。また、広く学校外の教育をさせて習い事に通わすことができなかつ

経験を問う設問については、通告書に書いてございますように、実に27.9%の世帯がそのような経験をされているというふうに結果が出ております。つまり、全体で3.8%、困窮度Ⅰの世帯については17.6%の世帯が塾に通わせることができなかった経験があるというような形になっております。

言うまでもなく、親の経済状態にかかわらず、子どもの学習や才能を伸ばす機会は平等に保障されるべきものです。にもかかわらず、親の経済状態の格差により、その子どもの特性や資質に応じた必要とされる学習ができなかったとすれば、所得格差を世代間で固定化するものとなりかねません。

つきましては、三郷町でも学習塾代を初めとする子どもの学校外での教育に係る費用の助成を例えば就学援助を受けている中学生などに限定する等で行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。町の見解をお聞きいたします。

**議長（高岡 進）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** それでは、木谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、昨年度、子ども達が安全に安心して生活できる対策を推進するため、本町における貧困の状況にある子どもや家庭の実態や支援ニーズを把握し、今後の施策を検討する際の資料として活用するため、中学2年生以下のお子さんがおられる保護者及び小学校5年生から中学2年生の児童生徒を対象に子どもの実態調査を実施し、令和3年3月に公表いたしました。

本調査では、世帯収入についても回答いただき、全体の約8.4%の世帯が最も困窮度が高い困窮度Ⅰとなる結果となりました。

議員おっしゃるように、経済面で子どもに与えられなかった経験を問う設問では、子どもを学習塾に通わすことができなかったという回答が全体では3.8%であるのに対し、困窮度Ⅰの世帯では17.6%の世帯が通わすことができなかったとの回答でございます。

近年、高等学校や大学に進学するためには、塾に通わせることが当たり前の社会となっているものの、1年間で塾に通う費用は公立中学校で約20万円と負担が大きく、経済的に困っている家庭では塾に通わせることが困難であり、その後の入塾等に係る経費も必要となってまいります。

このような状況の中、本町では就学援助として生活保護基準の額の約1.3倍の額以内のいわゆる準要保護世帯にも、学用品や修学旅行等に係る費用を支援するとともに、高等学校等への進学が困難な世帯に対し、新入学に要した経費の一

部を育英振興助成金として助成しております。

また、本町では中学3年生の生徒に対し、週2日ではありますが、学習支援塾を開設しており、身近で相談しやすい存在である学校の先生や友達と一緒に学習できる機会を設けております。あわせて、中学校が主体として水曜日の放課後に水曜学習会を行っており、こちらは英語、数学、国語を中心に一斉指導は行わず、個別の質問を受ける自習形式で行っております。

以上のことから、就学支援や入学支度金を行うことで、経済的な支援を継続的に実施し、学習機会としては学習支援塾を開設することにより、子ども達にとって質問や相談がしやすい環境を維持してまいりたいと考えておりますので、学習塾代を初めとする子どもの学校以外での教育に係る費用の助成を公費で賄うことにつきましては、現在考えておりません。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） お答えをいただきまして、ありがとうございます。おおむね就学援助等で経済的な支援を行っているということと、水曜学習会や学習支援塾で学習機会の確保を行っているというところで、学校外のいわゆる私的な教育のところに公費を支出することはできないというふうなお答えであったかと思えます。

まず、ご指摘のとおりなんですけれども、学習塾等は小中学校での学校教育と違い、学校外で任意で行うものですので、その負担は保護者が全て当然に負担すべきものであるという考え方は、現在のところ一般的な見方であるというふうに考えます。

しかしながら、現在では大きく以下の3点の理由から公費を使ってでも助成すべき対象であると認識していただければというふうに思います。

まず1点目、これは通告書にも書かせていただいたとおり、親の所得格差によって子どもの教育機会に差が出ることをないようにすべきであるということ。2点目に、なるべく多くの子どもの学力を向上させることによって、低所得世帯の子どもであっても、将来経済的に安定した生活ができる可能性を高めることで、税収の確保や地域福祉の向上に貢献できる可能性があるということです。3点目、助成対象を通告書のように困窮度の高い世帯に限定せずに、可能な限り対象を広げた場合に限定されますけれども、このことは少子化問題の解決に寄与する可能性があるということを指摘しておきます。

平成29年に行われました国の全国学力テストの際に行われるアンケートでは、学習塾に通っているかどうかを問う設問がありました。その結果では、奈良県の中学3年生の塾に通っている子どもの割合は全国1位で、74.3%となりました。そうであれば、現在ご答弁の中でもご指摘ありましたとおり、学習塾等に通うことは、既に特別な教育を受けさせたい一部の保護者が任意で通わせるものという段階を超えており、学校の学習と組み合わせて、学力を養う手段として一般的な存在となってしまうと言ふべきかあれですけれども、というふうに考えられます。

にもかかわらず、文部科学省平成30年の子どもの学習費調査という調査によりますと、中学3年生に限れば年間で31万円以上を学習塾費として使われているとされています。これではその負担を賄い切れないというふうに考えて、希望する数の子どもを持つことを諦める夫婦が出てくるのは当然かと思えます。

第15回出生動向基本調査報告書においても、理想とする数の子どもを持たない理由として最も多いのは、依然として子育てや教育にお金がかかり過ぎるというものであり、30～34歳の夫婦に至っては、81%もの人がこの理由を挙げています。もちろん学校外教育の助成制度で全て解決するわけではないですけれども、教育費の負担が少なくなることは、少子化の解消の一助となるであろうというふうに考えます。さらには、そのような助成制度があるならという理由で、子育て世帯が三郷町への転居を決めることも出てくるのではないかとというふうに考えております。

つまりは、学校外の教育費に公費を支出することは、一見私的な教育を助けているのみのように見えますが、実は教育機会の平等確保、将来の地域福祉の向上や少子化の解消を図る投資手段であるというふうに認識していただけたらというふうに思います。

あともう一点、水曜学習会や学習支援塾を行っているというお話がありました。確かに水曜学習会、学習支援塾という取り組みをかねてから行っていただいております。学習機会を確保されているということは理解しております。

しかしながら、今回の子どもの実態調査で判明したのは、そのような学習支援の制度があることがご存じなのか、そうでなかったのかはわかりませんが、困窮度の高い世帯で学習塾に通わせる必要があると考えたのに通わせることができなかった人が17.6%もいたということです。

もちろん学習支援塾等について、中学3年生の保護者に知られていなかったの



であれば、周知の方法について改善する余地があるということですし、知っていたとしても、支援塾が必要とする全ての子どもに適しているとは限りません。学校外での教育に係る費用を助成することは、それぞれ個性のある複数の学習塾の中から選択して、自分の子どもに最適な教育をしてくれるところを保護者が選択できるというところに大きな利点があるというふうに考えます。

これらのことを前提としてお聞きいたします。今、三郷町の中学3年生の就学援助を受けていらっしゃる生徒さん、要保護世帯、準要保護世帯の生徒さんは何人おられるんでしょうか。よろしくお願ひします。

**議長（高岡 進）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** 失礼します。木谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

今年の中学3年生の要保護、準要保護の数ですけれども、今6月から受け付けを行っておりますので、今現在ではわかりませんが、今の3年生が中2のときの人数は要保護でゼロ、準要保護で22人いらっしゃいました。だから今のまま3年生に移行しても、多少の増減はあるかもわかりませんが、今現在のところではこの人数で把握しております。

また、いろいろ木谷議員さんから親の収入によって学習機会を奪う、そういったこともいろいろおっしゃっていただきました。また、水曜学習会とか支援塾についての周知徹底もきちっとしておりますし、やはり先ほど申したとおり、木谷議員さんは学校以外のところでもやはり今は支援してあげるべきだということにおっしゃっていますけれども、最初の答弁のとおり、現在では学校以外、義務教育以外の件の学習塾とか習い事以外に対しての公費の助成というのは考えるべきではないかなというふうに私は思っております。

以上です。

**議長（高岡 進）** 再々質問を許します。

**7番（木谷慎一郎）（登壇）** 中学3年生で就学援助を受けられる見込みの方の人数、ご答弁いただきました。とりわけ困窮度の高い要保護世帯に絞ってそういう助成を行ってもよいのではないかというようなお話を持っていこうと思っていたんですけれども、今回ゼロ人が見込みということなんですけれども。

要保護世帯、準要保護世帯、両方含めて、つまり就学援助を受けている全世帯対象としても、これは大阪市の実績ですけれども、塾代の助成制度というのがありまして、こちらに関しては対象者の中でも実際に使われた方は年度によって違

うんですけれども、最大で50%ほどのようなので、22人、就学援助を受けている22人掛ける12万で、月1万円助成を行ったとしても、掛ける12万で260万円ほどの予算というふうになります。もちろん少ない額ではないですけれども、未来への投資と考えていただければ、検討に値するのではないかというのは個人的には思います。

私的な教育と言われるところに公費を助成するところ、なかなかまだ少ないんですけれども、東京と大阪市あたりが一番有名な実施例なんですけれども、そのほかにも大分市であるとか沖縄県中城村、南房総市、千葉市、小金井市、つくば市、箕面市、女川町、沖縄市、那覇市、そして少し形を変えてですけれども、沖縄県も同趣旨の事業を実施しています。

東京、大阪のような大都市圏の実施例が目立っていますけれども、町村での実施も例がないわけではありません。むしろ三郷町を森町長が提言されている5つの柱の1つ、子育てしやすいまちづくりを特徴としたまちとするためには、先行自治体が少ない中、先駆けて検討していただくのも光る魅力になるのではないかとこのように考えます。なかなかすぐということは難しいと思いますけれども、またご検討をいただけましたら幸いです。

以上です。

**議長（高岡 進）** 大西教育長。

**教育長（大西孝浩）（登壇）** 失礼いたします。それでは、木谷議員の再々質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

確かに学校の勉強では不足、塾に行くというのが社会通念上常識化されています。その中で経済的な格差によって行けない子どもがいてということもご指摘のとおりだろうというふうに考えておりますけれども、やはり公の教育の水準を上げることがまずもって学校の先生方の責務であるということは、言いかえれば義務教育の9年間で基礎学力をしっかりと身につけていただく、その責務を学校の先生方は担っておりますので、その辺は教育委員会を通じまして各学校に伝えていきたい。

そんな中で一環として、学習支援塾だったり、水曜学習会を行っておりますので、この点でまずは基礎学力を身につけるために、そういった学習塾を利用していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 7番、木谷慎一郎議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、2つ目の質問をさせていただきます。時間も押し迫ってきましたので、手短かに発言させていただきます。役場庁舎内の減災対策と、学校における防災教育についてということで質問させていただきます。

近年、全国各地で地震が多数発生しており、30年以内に70～80%の確率で来ると言われている南海トラフ地震が発生する可能性が指摘されています。今年起こった地震の中で、皆さん記憶に新しいかと思いますが、2月15日午後1時28分ごろ、和歌山県北部で震度4の地震が発生しましたが、何とこの日は和歌山市の議会中で、議場の天井の照明に使われている金属製のパネルが100枚近く落下したそうです。幸いけが人はいなかったそうですが、この和歌山県には中央構造線断層帯という大きな活断層があります。

そして、奈良県にはマグニチュード7以上の地震を起こす活断層が8つあり、これらの断層による地震が発生すれば、甚大な被害が予想されます。しかし、これらの地震は事前に予測することが難しいのが現状ですが、ただ漠然と地震に備えましょうというような状況では、防災意識が高まらないと思います。ある程度地震が発生するメカニズムや地震の歴史を理解する必要があると考えます。そこで、資料を見ながら簡単に説明したいと思います。皆さんお手持ちの一般質問総括表の一番後ろのページをごらんください。

まず、左上の図1をごらんください。日本の左半分は陸のプレート、つまりユーラシアプレートがありまして、この下に海のプレート、フィリピン海プレートが潜り込んでいるのですが、年間で3センチから5センチ動き続けており、陸のプレートをずっと圧迫し続けております。

次に、図2では海洋プレートが潜り込み続け、大陸のプレートの境界が耐え切れなくなり、いずれはねることによって起こるのが南海トラフ地震です。もう1つは、海洋プレートが陸のプレートを押し続け、大陸プレートがやがてひずみ、内陸の断層が耐え切れなくなり、ずれ動くのが内陸型地震です。

そして、右上の図3ですが、これは奈良県の活断層で、何と8つもあります。このどれかで地震が発生すれば、南海トラフ地震以上の被害が出ると言われております。

最後に図4をごらんください。縦の黒線はそれぞれ昔に南海地震が発生したもので、水色の曲線は内陸地震の活動度を示しております。一番右端の203X年

の南海トラフ地震から逆算するとおわかりかと思いますが、阪神大震災や大阪北部地震が発生して、これからさらに内陸地震の発生する確率が上がっております。南海トラフ地震が発生する40年ぐらい前と発生後の10年ぐらいの間に、西日本では内陸の活断層が動き、地震発生数が多くなる傾向が見られます。

資料の説明は以上です。

こういったことを踏まえ、今後地震が来るであろうということを想定して、地震発生時にいかにして災害被害を軽減し、自助の取り組み、つまり自分の命は自分で守る意識と行動を高めるかということで質問させていただきます。

庁舎内の各部署にはロッカーや書類棚がたくさんありますが、これは私、前からずっと気になっていたんですけれども、職員さんが椅子に座って仕事をされているすぐ後ろに背の高いロッカーなどがありますが、もし地震が起こって倒れでもしたら大変なことになりかねません。統計でも出ておりますが、オフィス内の地震による人的被害は、ほとんどが収納家具の転倒などに起因するものと言われております。やはり命にかかわる重要なことだと思います。

そこでお伺いいたします。役場庁舎内のロッカーなど、万が一地震が発生したときの転倒防止などの対策はできているのかということと、学校内において園児・児童・生徒に対して、自分自身や家族の命を守ることなどの防災教育は、年間を通してどういった内容で、どのように行われているのか、それぞれお聞かせください。よろしく申し上げます。

**議長（高岡 進）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。辰己議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、平成28年以降、震度5以上の地震は、北海道地方から九州地方までの全国各地で26回発生しており、近畿地方では平成30年6月18日に大阪府北部地震が発生し、本町でも震度4を記録いたしました。

三郷町におきましては、県内の8つある活断層のうち、南北38キロメートルに及ぶ生駒断層帯による地震が最も影響が大きいと考えており、ハザードマップにも震度7と震度6強の想定を掲載しております。

地震は風水害と違い、いつどこで起こるかの予想ができないことから、命を守るには事前の備えが最も重要であると言われております。災害対応として、動員体制や避難所運営、備蓄品の整備等を進めておりますが、それもまずは災害対応に従事する職員の命があつてのことと認識しております。

議員ご指摘の庁舎内にある各部署のロッカーや書類棚等につきましては、ポール式の器具を装着し転倒防止に努めているところも一部ございますが、その多くは転倒防止措置をとっていないのが現状でございます。震度5以上の地震が発生した場合、物の落下や書類棚の転倒が発生することは十分考えられるところであります。

以上のことから、まずは職員の庁舎内の減災意識を高め、そして今後各施設の点検を実施し、段階的にロッカーや書類棚等の転倒防止措置を行ってまいりたいと考えております。また、中には転倒リスクの高い高積みされたロッカー類も多く見受けられます。これらの解消にはペーパーレス化が有効であると考えております。ペーパーレス化を実行することで、ロッカー自体が不要となり、事務室の環境改善にもつながることからも、今後行政のデジタル化の推進につきましては、より一層注力してまいりたいと考えているところでございます。

2つ目のご質問の防災教育といたしましては、南畑幼稚園、西部保育園の園児に対し、月に1回、火災や地震を想定した避難訓練を実施しております。また、小中学校の児童生徒に対しましても、全学年を対象に避難訓練を行っております。

そのほか町全体での取り組みといたしまして、子ども達の防災意識の向上を図ることを目的に、自主防災組織の防災訓練で防災に関する紙芝居を上映しております。

また、令和元年には学校側からの要請を受け、三郷北小学校の4年生を対象に、危機管理室による出前講座を実施いたしました。そこではハザードマップを使って、どこに危険があるのか、今とるべき行動は何かといった災害時の行動や避難に対する考え方などを説明させていただきました。今後も要望があれば積極的に対応していきたいと考えております。

そして本年度作成の教科書の副読本の中で、日本遺産となった龍田古道と亀の瀬を題材に、水害のリスクや恐ろしさを、またこれまでの水害の歴史やハザードマップから災害に対する備えをそれぞれ掲載しております。それらを使って小学校3年生、4年生が授業の中で、避難の重要性や自分たちのまちにどのような災害リスクがあるのかなどを勉強し、これからは家で伝えていく立場に、また守っていく立場になっていくんだと思ってもらえればと期待しているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

10番(辰己圭一)(登壇) それでは、再質問をさせていただきます。ただいま加地部長から答弁をいただきましたが、転倒防止の対策をしていただけるということで、本当によかったと思います。まずは自分の命を守る、それができなければ家族や周りの人も助けることができないということを頭に置いていただきまして、ぜひ早い段階で自助の取り組みの1つとして実施していただきたいと思います。

ただ、職員みずからが転倒防止の措置をするのではなく、やはり安全に設置するため、できれば専門業者の方をお願いして、施工していただきたいということを要望しておきます。

次に、学校等における防災教育は、これまとめて言いますけれども、定期的に行われているということですが、ここをもう少しだけ具体的にお聞きしたいんですけれども、主に自分を守るという自助の取り組みについてですけれども、例えば地震に備えて家の中を安全にしておくことや、また外出先で地震発生時の身の守り方など、そういった防災教育はされているのでしょうか。

児童や生徒に必要な知識や能力を身につけさせるためには、発達段階に応じた防災教育が必要だと思います。何年も同じ学習内容や指導方針を続けているのなら、随時見直しを進めなければならないと思います。

特に私が言いたいのは、皆さんご存じかどうかかわからないんですけれども、正常バイアスの危険性を周知していくことが大事かと思います。正常性バイアスというのは何かと言いますと、人は予期しない事態や災害に遭ったとき、自分は大丈夫だと思い込んでしまうやっかいなもので、これはどんな人にも備わっているらしいんですけれども、実際に東日本大震災でも心の働きによって多数の人が津波の犠牲になりました。また西日本豪雨でも堤防の決壊などによって家屋の浸水が始まっている状況にもかかわらず、自分は大丈夫だと思い込んで、安全な場所に避難をしなかったことで、多くの方が亡くなりました。

この正常性バイアスの対策として有効な手段が、定期的な防災訓練と防災教育と言われております。実際に成功事例がありますが、釜石の奇跡と言われたのが、東日本大震災で当時登校していた小中学生の子どもの犠牲者が一人もいなかったということです。この奇跡を実現できたのは、やはり定期的に真剣に訓練に取り組むことと、自分で判断、行動できる力を育んだことだと言われております。

そこでお伺いします。正常性バイアスの周知も含め、自助の取り組みなど防災教育は行っているのでしょうか。お聞かせください。よろしく申し上げます。

議長(高岡 進) 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。防災教育のことなので、私から辰己議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、現在、小学校、中学校における児童生徒への防災教育についてですけれども、まず小学校の児童に対しては、年に3回、学期ごとに全学年を対象に避難訓練を行っております。あわせて4年生を対象に西和消防署から職員に来ていただき、火災の恐ろしさを知ってもらうために、教室で煙体験を行っております。また同じく4年生が西和消防署を訪れ、施設見学をするとともに、ビデオ鑑賞も行っていると聞いております。

今、辰己議員がおっしゃった外出先とか家での対応、その辺はまだ私把握しておりませんので、また学校のほうに確認しまして、もしなければこういったことも教育していただくということも伝えたいと思います。

今後とも、児童が自分の身の安全を守ることでできる力がつくように、繰り返し繰り返し災害を想定した訓練を行うことによって、自分の命は自分で守るということを理解してもらいながら、考えて行動できる子どもを育てていきたいなというふうに考えております。

なお、中学生の生徒に対しては、年に2回、全学年を対象に避難訓練を行っておりますけれども、小学校のような特別な授業は行っておりません。しかしながら、三郷中学校は消防団、屯所や福祉避難所を併設している全国的にも珍しい学校です。このことをうまく活用し、例えば消防団員のご協力をいただきながら、避難所体験等を行うことも防災教育の一環というふうに考えておりますので、こういったことも提案していきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） ただいま渡瀬部長から答弁いただきましたが、それぞれ定期的に防災訓練を行っているということで、子ども達の防災意識、防災知識を高め、あらゆる場面での被災を想定し、対応できる能力を身につけることにより、結果自分を助け、人を助け、そして将来の自分の家族を助けることにつながると思います。

今後起こり得る地震や災害に対して、改めて防災教育の重要性を再認識していただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。今後の防災教育に期待しております。

以上で私の質問を終わりたいと思います。答弁は結構でございます。ありがと

うございました。

**議長（高岡 進）** 10番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

月曜日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく願いいたします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

散 会

午後 4時30分